

令和6年度 東京都男女平等参画施策一覧（配偶者暴力対策関連施策）

	事業名	事業No.	事業概要	令和6年度事業規模	所管局
第2章 配偶者暴力対策					
1 暴力を許さない社会形成のための啓発と早期発見					
(1) 暴力を許さない社会形成のための教育と啓発の推進					
	ア 都における普及啓発の実施	1	都の広報紙やテレビやラジオ番組、ホームページやSNS等を活用するほか、「女性に対する暴力をなくす運動」期間等の機会を捉えて、広く都民への啓発を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ○広報東京都の人権特集、男女平等参画課ホームページ等における啓発、国の「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせた広報展開 ○東京ウィメンズプラザホームページ、メールマガジン及びツイッターで広報 ○テレビ・ラジオの都提供告知番組においてキャンペーン等を告知 	生活文化局
	ア 都における普及啓発の実施	1	都の広報紙やテレビやラジオ番組、ホームページやSNS等を活用するほか、「女性に対する暴力をなくす運動」期間等の機会を捉えて、広く都民への啓発を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・都政全体の広報を行う中で、男女平等参画推進のための普及啓発・情報提供についても所管部課の依頼により随時実施する。 活用媒体 「広報東京都」（R6.12月号：224万部）、東京都提供テレビ・ラジオ番組等 	政策企画局
	ア 都における普及啓発の実施	2	配偶者等暴力に関する講演会やセミナー等の内容を充実させ、実施方法なども工夫します。	○配偶者暴力防止講演会の開催（開催回数：1回、オンライン実施）	生活文化局
	ア 都における普及啓発の実施	3	配偶者等暴力の防止に係るパンフレットやPRカード等の啓発資料を、内容を充実させ、様々な機会を活用して広く配布するなど、都民及び関係機関の理解を深めていきます。	<ul style="list-style-type: none"> ○「配偶者や交際相手からの暴力で悩んでいませんか」等の配布 ○国等作成のパンフレット等の配布 	生活文化局
	ア 都における普及啓発の実施	4	人権問題への正しい理解と認識を深めるため、社会教育関係指導者を対象とした人権啓発学習資料に配偶者等暴力について掲載するとともに、内容の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○人権啓発学習資料「みんなの幸せをもとめて」の作成・配布 部数：105,000部 配布先：区市町村教育委員会・PTA等の社会教育関係団体 	教育庁

	事業名	事業No.	事業概要	令和6年度事業規模	所管局
	イ 区市町村における普及啓発の支援	5	区市町村が、広報紙等により地域住民・地域団体等に配偶者等暴力に関する理解と防止に向けた普及啓発を行うよう、働きかけます。	○男女平等参画（女性）センター館長等会議等で働きかけを行う。（年1回）	生活文化局
	イ 区市町村における普及啓発の支援	6	区市町村における配偶者等暴力に関する講演会やセミナー、シンポジウムの開催において、必要に応じて情報提供を行い、取組を促します。	○区市町村に対する講師・テーマの助言等を行う	生活文化局
	イ 区市町村における普及啓発の支援	7	区市町村でも活用できるよう、都の啓発資料の配布や東京ウィメンズプラザの図書資料室に所蔵する資料の貸出しを積極的に行っていきます。	○「配偶者や交際相手からの暴力で悩んでいませんか」、若年層向け相談先周知カード「デートDVって、なんだろう？」等の配布 ○希望する自治体に配偶者暴力対策普及啓発グッズを配布 ○配偶者暴力相談支援センターPRカード、東京ウィメンズプラザ相談室利用案内等の配布	生活文化局
	ウ 学校での人権教育の推進	8	人権教育研究協議会を通じて、家庭において配偶者暴力が行われることが児童・生徒への虐待に当たることなど、配偶者暴力や児童虐待等についての知識や対応等について、園長・校長をはじめ教諭等に周知し、学校全体の取組につなげます。	○人権教育研究協議会の開催（年12回） 人権課題についての正しい理解と認識を深めるため、各職層を対象に、人権教育の内容や方法についての協議会を実施。	教育庁
	ウ 学校での人権教育の推進	9	人権教育プログラムの内容の充実を図り、理解を深めていきます。	○「人権教育プログラム」の作成・配布 幼稚園や学校の教員が人権教育を指導するための実践的手引 部数：74,000部	教育庁
	エ 若年層向け啓発事業の推進	10	若年層に向けて、交際相手からの暴力に加え、若年層が遭いやすい被害についての相談機関を周知するなど、啓発活動を行います。	○若年層向け相談先周知カード「デートDVって、なんだろう？」を関係機関に配布	生活文化局
	エ 若年層向け啓発事業の推進	11	若年層がよく利用するインターネットやSNS等の様々な媒体を活用して、交際相手からの暴力等に関する啓発を行います。	○「ネット支援室」を活用した啓発の実施	生活文化局
	エ 若年層向け啓発事業の推進	12	大学等の学生相談室等への資料配布や情報提供をはじめ、大学等と連携した教育・啓発活動を行います。	○若年層向け相談先周知カード「デートDVって、なんだろう？」を都内大学、短期大学、専修学校等に引き続き配布 ○セクハラ、アカハラ等の問題と同様に、大学として自主的に交際相手からの暴力の予防啓発に取り組むよう働きかけ ○職務関係者研修（教職員対象）及び配偶者暴力防止講演会の案内を送付	生活文化局

	事業名	事業No.	事業概要	令和6年度事業規模	所管局
	エ 若年層向け啓発事業の推進	13	教員等に対し、交際相手からの暴力等についての内容を取り入れた研修の充実を図ります。	○職務関係者研修（教職員対象）の開催（開催回数：1回）	生活文化局
	エ 若年層向け啓発事業の推進	14	少年及びその家族等関係者からの相談窓口として、電話相談窓口である「ヤング・テレホン・コーナー」等の充実、効果的な運用に努めます。	○「ヤング・テレホン・コーナー」24時間体制で相談受理 ○電話相談等から面接相談に導入した相談者のうち、要望等に応じてリモート方式の「非接触」を目的とした「ビデオ通話による少年相談」を実施	警視庁
	エ 若年層向け啓発事業の推進	15	相談受理に当たり、適切な対応がとれるようにするための研修等を充実させます。	○少年相談実務研修等の実施	警視庁
(2) 早期発見体制の充実					
	ア 医療機関における適切な対応	16	各都立病院において、児童・高齢者虐待、配偶者等暴力の内容を盛り込んだ虐待等対策検討に関する要綱及び手順書を活用し、統一的に対応していきます。	○虐待等対策検討に関する要綱及び手順書に従い、統一的に対応	保健医療局 (旧：病院経営本部)
	ア 医療機関における適切な対応	17	医療関係者に対し、配偶者等暴力の早期発見と適切な対応についての研修等を実施します。	○職務関係者研修（医療関係者対象）の開催（開催回数：1回）	生活文化局
	ア 医療機関における適切な対応	17	医療関係者に対し、配偶者等暴力の早期発見と適切な対応についての研修等を実施します。	○医療関係者向けの研修会を実施 各都立病院：年2回程度	保健医療局 (旧：病院経営本部)
	ア 医療機関における適切な対応	18	「医療関係者のための配偶者暴力被害者対応マニュアル」について、医療機関に向けさらなる周知を図ります。	○医療関係者向けDV対応マニュアル、シート（平成30年度改定）を医療機関へ配布	生活文化局
	ア 医療機関における適切な対応	19	医療機関、医師会等の協力のもとに、被害通報先や支援のための関係機関情報の周知徹底を図ります。	○配偶者暴力対策ネットワーク会議等を活用した周知	生活文化局

	事業名	事業No.	事業概要	令和6年度事業規模	所管局
	ア 医療機関における適切な対応	19	医療機関、医師会等の協力のもとに、被害通報先や支援のための関係機関情報の周知徹底を図ります。	○日常の業務で対応	保健医療局
	ア 医療機関における適切な対応	20	特に、配偶者等暴力被害者と接する機会を持つ職業を選択する可能性が高い学部・学科の学生に対し、配偶者等暴力に関する講演会や研修等への参加を促すなどの啓発活動を行います。	○研修等への学生の参加について検討を行う	生活文化局
	イ 保健所や保健センターにおける適切な支援	21	子供の健診や母子保健相談、精神保健福祉相談等の日常業務を通じ、配偶者暴力の早期発見と適切な対応に努めます。	○日常の業務で対応	保健医療局
	イ 保健所や保健センターにおける適切な支援	22	保健所や保健センターの職務関係者に対し、配偶者等暴力に関する研修等を実施します。	○職務関係者研修（医療関係者対象）の開催（開催回数：1回）	生活文化局
	イ 保健所や保健センターにおける適切な支援	22	保健所や保健センターの職務関係者に対し、配偶者等暴力に関する研修等を実施します。	○日常の業務で対応	保健医療局
	ウ 学校、幼稚園、保育所等職員に対する意識啓発等	23	配偶者暴力がある家庭では子供への直接的な暴力とともに、暴力を目撃することによる影響も重大であることから、児童虐待を取り扱う関係機関との連携体制を強化します。	○配偶者暴力対策ネットワーク会議等を活用し、児童虐待を取り扱う関係機関との連携体制を強化 ○対象となるケースについて随時対応	生活文化局
	ウ 学校、幼稚園、保育所等職員に対する意識啓発等	23	配偶者暴力がある家庭では子供への直接的な暴力とともに、暴力を目撃することによる影響も重大であることから、児童虐待を取り扱う関係機関との連携体制を強化します。	○児童相談所と関係機関との連携を強化 ○女性相談支援センターにDV対応・児童虐待防止連携コーディネーターを配置	福祉局
	ウ 学校、幼稚園、保育所等職員に対する意識啓発等	23	配偶者暴力がある家庭では子供への直接的な暴力とともに、暴力を目撃することによる影響も重大であることから、児童虐待を取り扱う関係機関との連携体制を強化します。	○男女平等教育を適正に推進するとともに、児童・生徒が同居する家庭における配偶者暴力が児童虐待に当たることなど、配偶者暴力や児童虐待等についての知識や対応について、人権教育研究協議会等を通じて、学校に周知	教育庁

	事業名	事業No.	事業概要	令和6年度事業規模	所管局
	ウ 学校、幼稚園、保育所等職員に対する意識啓発等	24	各学校、幼稚園、保育所等に対して、配偶者等暴力に関するパンフレットの配布や、「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」を活用して情報提供を行います。また、必要に応じて、児童館や学童クラブなど子供が通う施設に対しても情報提供を行います。	○児童館、学童クラブ等に対する配偶者暴力に関する情報提供 ○職務関係者研修の開催（開催回数：1回）	生活文化局
	ウ 学校、幼稚園、保育所等職員に対する意識啓発等	24	各学校、幼稚園、保育所等に対して、配偶者等暴力に関するパンフレットの配布や、「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」を活用して情報提供を行います。また、必要に応じて、児童館や学童クラブなど子供が通う施設に対しても情報提供を行います。	○児童館・学童クラブ等に対する配偶者暴力に関する教育・通知等の配付など	福祉局
	ウ 学校、幼稚園、保育所等職員に対する意識啓発等	24	各学校、幼稚園、保育所等に対して、配偶者等暴力に関するパンフレットの配布や、「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」を活用して情報提供を行います。また、必要に応じて、児童館や学童クラブなど子供が通う施設に対しても情報提供を行います。	○生活文化スポーツ局作成のパンフレット等の配布協力等の情報提供	教育庁
	ウ 学校、幼稚園、保育所等職員に対する意識啓発等	25	各学校、幼稚園、保育所等の関係者に対して、早期発見や適切な対応についての研修を行います。	○職務関係者研修（教職員対象）の開催（開催回数：1回） ○職務関係者研修の開催（開催回数：1回）	生活文化局
	ウ 学校、幼稚園、保育所等職員に対する意識啓発等	25	各学校、幼稚園、保育所等の関係者に対して、早期発見や適切な対応についての研修を行います。	○保育所等に対する配偶者暴力に関する教育・通知等の配付など	福祉局
	ウ 学校、幼稚園、保育所等職員に対する意識啓発等	25	各学校、幼稚園、保育所等の関係者に対して、早期発見や適切な対応についての研修を行います。	○人権教育研究協議会における講義、人権教育指導推進委員会における情報交換、人権教育プログラムへの関連資料の掲載	教育庁
	エ 民生委員・児童委員への研修の実施	26	配偶者等暴力についての社会的関心を高めるため、地域において見守りの中心となる民生委員・児童委員に対し、様々な機会を活用して配偶者暴力に関する情報を提供します。	○配偶者暴力対策ネットワーク会議等を活用した情報提供	生活文化局
	エ 民生委員・児童委員への研修の実施	26	配偶者等暴力についての社会的関心を高めるため、地域において見守りの中心となる民生委員・児童委員に対し、様々な機会を活用して配偶者暴力に関する情報を提供します。	○民生委員・児童委員区市町村会長会等、様々な機会を活用して配偶者暴力に関する情報を提供	福祉局

	事業名	事業No.	事業概要	令和6年度事業規模	所管局
	エ 民生委員・児童委員への研修の実施	27	身近な地域での早期発見や支援を促すため、民生委員・児童委員等が暴力を発見した際に適切な対応が取れるよう、民生委員・児童委員等を対象とした研修を実施します。	○職務関係者研修（民生・児童委員対象）の開催（開催回数：1回）	生活文化局
	オ 警察における通報への対応	28	警察への通報等により、配偶者暴力が行われていると認められるときは、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めていきます。	○通常業務を通じて実施	警視庁
	オ 警察における通報への対応	29	警察は、被害者の意思を尊重し、置かれている状況に配慮しつつ、関係機関と連携した速やかで適切な対応に努めます。	○東京ウィメンズプラザ及び東京都女性相談支援センターほか関係機関と連絡会議を実施	警視庁
	オ 警察における通報への対応	30	通報時に迅速かつ適切な対応ができるようにするため、各警察署員に対しての研修の充実・強化を図ります。	○相談責任者実務研修、犯罪被害者支援専科等各種研修の実施 ○人身安全関連事案対策専科教養の実施	警視庁
2 多様な相談体制の整備					
(1) 都の配偶者暴力相談支援センター機能の充実					
	ア 配偶者暴力相談支援センターの相談機能の充実	31	東京ウィメンズプラザや女性相談支援センターにおいて、電話や面接によって相談に応じるほか、女性相談支援センターにおいて、一時保護等の相談に応じます。	○東京ウィメンズプラザの運営	生活文化局
	ア 配偶者暴力相談支援センターの相談機能の充実	31	東京ウィメンズプラザや女性相談支援センターにおいて、電話やLINE、面接によって相談に応じるほか、女性相談支援センターにおいて、一時保護等の相談に応じます。	○女性相談支援センター（多摩支所を含む）の運営	福祉局
	ア 配偶者暴力相談支援センターの相談機能の充実	32	一般相談のほか、弁護士、医師、心理職員等による専門相談等、体制の充実を図り、それぞれの被害者に応じた適切な情報を提供します。	○年末年始を除く毎日9時から21時まで一般相談の実施 ○法律相談（一般・DV 各毎月4回） ○精神科医相談（毎月2回） ○児童精神科医相談（毎月2回）	生活文化局
	ア 配偶者暴力相談支援センターの相談機能の充実	32	一般相談のほか、弁護士、医師、心理職員等による専門相談等、体制の充実を図り、それぞれの被害者に応じた適切な情報を提供します。	○相談業務のなかで実施	福祉局

	事業名	事業No.	事業概要	令和6年度事業規模	所管局
	ア 配偶者暴力相談支援センターの相談機能の充実	33	男性被害者に対して電話相談だけでなく、面接相談を実施します。	○男性のための悩み相談（電話相談：毎週月曜、水曜、木曜17:00～20:00、毎週土曜14:00～17:00、面接相談：毎週水曜・木曜19:00～20:00、毎週土曜16:00～17:00）を実施し、自立支援のための情報提供を実施	生活文化局
	ア 配偶者暴力相談支援センターの相談機能の充実	34 ☆	電話による相談を苦手とし、メールやSNSに慣れている若年層を主な対象として、無料通話アプリLINEを活用することにより、配偶者等暴力相談にアクセスしやすい環境を整え、被害の防止、救済や様々な支援につなげます。	○「ささえるライン@東京」毎日14時～20時（年末年始、7月第3日曜日は除く） ○加害者に相談内容を知られる等のリスクを回避するために、LINEによる回答は限定的なものとし、具体的な支援やアドバイス等は電話相談に切り替える。 ○若年層を対象としたLINEによる広報を実施。	生活文化局
	ア 配偶者暴力相談支援センターの相談機能の充実	35	被害者への切れ目ない支援を行うため、関係機関との連携を強化します。	○関係機関と連携をしながら相談業務を行っており、さらに配偶者暴力対策連携部会及び配偶者暴力相談支援センター連携会議において連携の強化を図る	生活文化局
	ア 配偶者暴力相談支援センターの相談機能の充実	35	被害者への切れ目ない支援を行うため、関係機関との連携を強化します。	○区市・都の女性相談支援員等関係者との連携強化 ○関係者会議、意見交換会の実施	福祉局
	ア 配偶者暴力相談支援センターの相談機能の充実	36	複雑・多様化する相談に適切に対応するため、区市町村も含めた相談員に対する外部専門家によるスーパーバイズを充実させます。	○ウィメンズプラザ相談員スーパーバイズ 毎月1回 ○区市町村相談員スーパーバイズ 毎月1回	生活文化局
	ア 配偶者暴力相談支援センターの相談機能の充実	36	複雑・多様化する相談に適切に対応するため、区市町村も含めた相談員に対する外部専門家によるスーパーバイズを充実させます。	○区市・都の女性相談支援員等関係者への専門研修の実施	福祉局
	ア 配偶者暴力相談支援センターの相談機能の充実	37	複雑・多様化する相談に適切に対応するため、支援関係機関の調整を行うことのできる職員・専門員を育成します。	○支援関係機関の調整能力の向上のため、関連する研修等を積極的に活用	生活文化局
	ア 配偶者暴力相談支援センターの相談機能の充実	38	区市町村等の相談窓口の職員が適切に対応できるよう、相談員向け研修の中で情報提供を行うとともに、相談内容に応じて適切な窓口につなぐことができるよう相談対応能力の強化を図ります。	○相談員向け研修において、相談対応に関する講義を実施して情報共有を図る ○区市町村相談員スーパーバイズ 毎月1回	生活文化局

	事業名	事業No.	事業概要	令和6年度事業規模	所管局
	ア 配偶者暴力相談支援センターの相談機能の充実	39	交際相手からの暴力の被害者に対し、若年層がより相談しやすい方策について検討します。	○「ネット支援室」を活用して若年層への相談窓口情報の周知を行う。 ○若年層が相談しやすい方策について検討する。	生活文化局
	ア 配偶者暴力相談支援センターの相談機能の充実	40	配偶者暴力がある家庭では子供への直接的な暴力とともに、暴力を目撃することによる影響も重大であることから、児童虐待を取り扱う関係機関との連携体制を強化します。(再掲)	○配偶者暴力対策ネットワーク会議等を活用し、児童虐待を取り扱う関係機関との連携体制を強化 ○対象となるケースについて随時対応	生活文化局
	ア 配偶者暴力相談支援センターの相談機能の充実	40	配偶者暴力がある家庭では子供への直接的な暴力とともに、暴力を目撃することによる影響も重大であることから、児童虐待を取り扱う関係機関との連携体制を強化します。(再掲)	○児童相談所と関係機関との連携を強化 ○女性相談支援センターにDV対応・児童虐待防止連携コーディネーターを配置	福祉局
	イ インターネットによる情報の提供	41	東京ウィメンズプラザホームページ「配偶者暴力・交際相手暴力対策被害者ネット支援室」など、インターネットによる情報提供の充実を図ります。	○ウィメンズプラザホームページにおいて、ネット支援室をはじめ、主催事業等の情報提供を実施	生活文化局
	ウ 被害者支援基本プログラムの活用	42	都内の各支援機関が統一的な支援を行うことができるよう、「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」について、支援の実情や新たな制度、関係機関などの社会資源等を反映した改定を行います。	○「配偶者暴力被害者支援基本プログラム 改定版」を配布し、活用を促す。 都内区市町村を含む関係機関に配布	生活文化局
	エ 都の配偶者暴力相談支援センターの中核としての機能の充実	43	区市町村等の相談窓口の職員が適切に対応できるよう、相談員向け研修の中で情報提供を行うとともに、相談内容に応じて適切な窓口につなぐことができるよう相談対応能力の強化を図ります。(再掲)	○相談員向け研修において、相談対応に関する講義を実施して情報共有を図る ○区市町村相談員スーパーバイズ 毎月1回	生活文化局
	エ 都の配偶者暴力相談支援センターの中核としての機能の充実	44	東京都配偶者暴力相談支援センター連携会議等を通じて、都内の支援センター同士の連携を図ります。	○ 東京都配偶者暴力相談支援センター連携会議 年2回実施 ○ 窓口通信の発行による情報提供 年3回	生活文化局

	事業名	事業No.	事業概要	令和6年度事業規模	所管局
(2)身近な地域での相談窓口の充実					
	ア 警察における対応	45	警察が被害者から相談を受けた場合は、関係機関の情報や、警察署長等の援助の制度、保護命令制度、被害届についての助言等、必要な情報提供を適切に行い、被害者の意思決定を支援します。	○通常業務を通じて実施	警視庁
	ア 警察における対応	46	更なる相談体制の強化を図るとともに、適切な対応がとれるようにするための研修等を充実させます。	○相談責任者実務研修、犯罪被害者支援専科等各種研修の実施 ○人身安全関連事案対策専科教養の実施	警視庁
	イ 区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能整備等への支援	47	区市町村の相談員等の資質向上を図るため、相談員養成研修を充実させます。	○相談員養成講座の開催（開催回数：3回 テーマ：「相談員・職員のための基礎講座」（2回）、「相談員・職員のための実践講座」（1回）） ○区市町村相談員スーパーバイズ 毎月1回 ○配偶者暴力被害者支援のための研修用DVDの改訂	生活文化局
	イ 区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能整備等への支援	48	区市町村における配偶者等暴力被害者の支援体制の中核となる人材を養成するため、関係機関の調整を行う職員等を対象とした、支援のための総合的な知識や技術に関する研修を充実させます。	○コーディネート研修の開催（開催回数：2回 テーマ：配偶者暴力被害者支援のためのコーディネート研修）	生活文化局
	イ 区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能整備等への支援	49	「区市町村配偶者暴力相談支援センター機能整備推進窓口」において、支援センター運営に必要な情報等を提供し、機能整備を進める区市町村に技術的支援を行います。	○区市町村配偶者暴力相談支援センター機能整備推進窓口において、区市町村への技術的支援を行う。 ○相談業務の中で随時、区市町村に対して技術的支援を行う。 ○区市町村を訪問し、実態・課題を踏まえて機能整備に向けた助言	生活文化局
	イ 区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能整備等への支援	50	区市町村を訪問し、機能整備に向けた助言を行うことにより、支援センター機能整備を促します。	○区市町村に対し、実態・課題を踏まえて機能整備に向けた助言	生活文化局
	イ 区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能整備等への支援	51	相談・支援体制が不十分な区市町村に対して、出前講座等を行い、体制強化を支援します。	○区市町村と調整し可能な限り訪問	生活文化局

	事業名	事業No.	事業概要	令和6年度事業規模	所管局
	(3) 多様な人々の状況に応じた相談機能の充実				
	ア 外国人被害者への対応	52	日本語が十分に話せない外国人被害者に対し、必要に応じて委託による通訳での対応を行います。	○女性相談支援センターにおける一時保護、来所者への通訳の実施	福祉局
	ア 外国人被害者への対応	53	外国人被害者の相談及び自立支援に必要な人材養成を、民間団体と連携して進めます。	○外国人被害者支援を含めた民間団体の人材養成に係る研修の開催 (開催回数：2回)	生活文化局
	ア 外国人被害者への対応	54	外国人被害者の相談に対応する際に窓口職員が活用できるように、区市町村向けに作成した相談シートの活用を促します。	○24年度に作成の相談シートを引き続き利用	生活文化局
	ア 外国人被害者への対応	55	東京ウィメンズプラザのホームページに外国人相談窓口の情報を掲載し、窓口の周知を図ります。	○東京ウィメンズプラザのホームページに英語・中国語・韓国語・タイ語・タガログ語の5か国語で、外国人相談窓口情報一覧を掲載 ○東京ウィメンズプラザのパンフレットにも5か国語で外国人への情報を掲載	生活文化局
	ア 外国人被害者への対応	56 ☆	東京ウィメンズプラザ電話相談を多言語対応とすることで、潜在的な外国人被害者の支援につなげます。	○業者委託による「三者間通話」方式で対応 ○対応言語は英語、中国語、韓国語、タイ語、タガログ語の5言語	生活文化局
	イ 障害のある被害者や高齢の被害者等への対応	57	障害のある被害者や高齢の被害者に対し適切な支援が行えるよう、区市町村等職員に対する研修等を実施します。	○講義の実施	生活文化局
	イ 障害のある被害者や高齢の被害者等への対応	57	障害のある被害者や高齢の被害者に対し適切な支援が行えるよう、区市町村等職員に対する研修等を実施します。	○研修等の実施	福祉局
	イ 障害のある被害者や高齢の被害者等への対応	58	被害者が障害者である場合は、障害の種類や程度など被害者の状況に応じて、障害者相談支援機能との連携を図り、適切な支援につなげます。	○対象となるケースについて随時対応	生活文化局
	イ 障害のある被害者や高齢の被害者等への対応	58	被害者が障害者である場合は、障害の種類や程度など被害者の状況に応じて、障害者相談支援機能との連携を図り、適切な支援につなげます。	○区市・都の女性相談支援員と連携し実施	福祉局

	事業名	事業No.	事業概要	令和6年度事業規模	所管局
	イ 障害のある被害者や高齢の被害者等への対応	59	被害者が高齢者である場合は、高齢者虐待相談窓口と連携を図り、適切な支援につなげます。	○対象となるケースについて随時対応	生活文化局
	イ 障害のある被害者や高齢の被害者等への対応	59	被害者が高齢者である場合は、高齢者虐待相談窓口と連携を図り、適切な支援につなげます。	○区市・都の女性相談支援員と連携し実施	福祉局
	イ 障害のある被害者や高齢の被害者等への対応	60	障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、障害者虐待防止法に基づく都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を適切に果たすとともに、区市町村障害者虐待防止センター担当職員や障害者福祉施設従事者等の支援体制の強化等を図ることを目的として、障害者虐待防止・権利擁護に関する研修等の事業を実施します。	1. 障害者虐待防止・権利擁護研修 ・ 障害者虐待防止センター担当職員コース 385名規模 ・ 障害者福祉施設等コース ①講義：希望者全員 ②演習：3,300名規模 2. 専門性強化事業（弁護士法律相談） ・ 2時間×6回 計12時間確保	福祉局
	イ 障害のある被害者や高齢の被害者等への対応	61	障害者差別解消法施行に基づき、東京都障害者差別解消支援地域協議会の運営や専門相談などの体制整備や普及啓発を行うとともに、ヘルプマーク・ヘルプカードの普及を図り、障害の有無により分け隔てられないことのない共生社会の実現を目指します。	・ 東京都障害者差別解消支援地域協議会の運営 ・ 広域支援相談員及び専門相談の体制整備 ・ 紛争解決のための調整委員会の運営 ・ 都民及び事業者向け法令説明会の開催 ・ 障害及び障害者理解研修の開催 ・ 「ハートシティ東京」の運営 ・ ヘルプマークの製作、配布 ・ ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発	福祉局
	イ 障害のある被害者や高齢の被害者等への対応	62 ☆	聴覚障がいをお待ちの方など電話での相談が難しい方は、面接による相談を行います。その旨をホームページで周知し、ホームページから面接の予約が行えます。	○ウィメンズプラザHPで周知。 ○電子申請による面接予約申請（セキュリティの確保）	生活文化局
	ウ 人権擁護機関と関係機関の連携強化	63	法務省の人権擁護機関及び都の人権相談窓口において配偶者暴力被害者から相談があった場合に適切な対応・支援が行えるよう、連携の強化を図ります。	○人権相談機関連絡協議会の活用 目的…人権に関する相談機関相互の連携及び相談業務の充実等を図り、都民等の人権の擁護に資する	総務局
	エ 男性被害者への対応	64	男性被害者に対して電話相談だけでなく、面接相談も実施するとともに、都に寄せられた男性被害者からの相談内容について分析を行います。	○男性の面接相談実施 毎週3回 ○男性被害者からの相談の分析を実施	生活文化局

	事業名	事業No.	事業概要	令和6年度事業規模	所管局
	オ 多様化する相談等への対応	65	区市町村の相談員等の資質向上を図るため、相談員養成研修を充実させます。(再掲)	○相談員養成講座の開催(開催回数:3回 テーマ:「相談員・職員のための基礎講座」(2回)、「相談員・職員のための実践講座」(1回)) ○区市町村相談員スーパーバイズ 毎月1回 ○配偶者暴力被害者支援のための研修用DVDの改訂	生活文化局
	オ 多様化する相談等への対応	66	複雑・多様化する相談に適切に対応するため、区市町村も含めた相談員に対する外部専門家によるスーパーバイズを充実させます。(再掲)	○ウィメンズプラザ相談員スーパーバイズ 毎月1回 ○区市町村相談員スーパーバイズ 毎月1回	生活文化局
	オ 多様化する相談等への対応	67	複雑・多様化する相談に適切に対応するため、支援関係機関の調整を行うことのできる職員・専門員を育成します。(再掲)	○支援関係機関の調整能力の向上のため、関連する研修等を積極的に活用	生活文化局
	オ 多様化する相談等への対応	68	潜在的被害者が相談につながるよう、相談窓口の更なる周知方法について検討します。	周知方法について検討	生活文化局
	オ 多様化する相談等への対応	69 ☆	東京ウィメンズプラザ電話相談を多言語対応とすることで、潜在的な外国人被害者の支援につなげます。(再掲)	○業者委託による「三者間通話」方式で対応 ○対応言語は英語、中国語、ハングル、タイ語、タガログ語の5言語	生活文化局
	オ 多様化する相談等への対応	70 ☆	電話による相談を苦手とし、メールやSNSに慣れている若年層を主な対象として、無料通話アプリLINEを活用することにより、配偶者等暴力相談にアクセスしやすい環境を整え、被害の防止、救済や様々な支援につなげます。(再掲)	○「ささえるライン@東京」毎日14時～20時(年末年始、7月第3日曜日は除く) ○加害者に相談内容を知られる等のリスクを回避するために、LINEによる回答は限定的なものとし、具体的な支援やアドバイス等は電話相談に切り替える。 ○若年層を対象としたLINEによる広報を実施。	生活文化局
	オ 多様化する相談等への対応	71 ☆	人間関係や仕事、孤独などの悩みを抱える若者や、非行歴を有するなどにより、社会的自立に困難を抱える若者からの相談を受け、就労・就学等の適切な支援につなぎ、若者の社会的自立を後押しするため、東京都若者総合相談センター「若ナビα」を運営しています。	○「若ナビα」相談事業(通年) 電話、LINE、メール及び面接による相談 【参考】令和6年度 相談実績 9,888件 電話6,008件、メール116件、LINE3,700件、面接64件	都民安全総合対策本部

	事業名	事業No.	事業概要	令和6年度事業規模	所管局
	オ 多様化する相談等への対応	72 ☆	犯罪をした者が再犯に及ぶ背景には様々な問題があり、その状況に応じた支援が必要であるため、犯罪をした者やその家族等を対象とした相談窓口を設置し、的確かつ必要な支援につなげます。	○「犯罪お悩みなんでも相談」窓口の運営 対象者：都内在住の、万引き、暴力などの犯罪行為をしてしまう本人や、その家族・支援に携わる方など 受付方法：電話、メール（※状況に応じ、来所相談にも対応） 受付期間：令和6年4月1日から令和7年3月22日まで 火曜日、木曜日、土曜日（祝日、年末年始を除く） 午前9時から午後5時まで 相談員：社会福祉士等の専門職 相談受付件数 約450件	都民安全総合対策本部
3 安全な保護のための体制の整備					
(1) 保護体制の整備					
	ア 一時保護体制の拡充	73	被害者の状況や必要性に合わせて柔軟に対応できるよう、委託施設とも連携し、一時保護を実施します。	○母子ケースの同伴児童対応強化 ○ケース内容に対応した委託施設での保護	福祉局
	ア 一時保護体制の拡充	74	緊急に保護を求める外国人女性に対する保護体制の充実を図るため、外国人女性の緊急保護を実施する法人に対し、その運営に要する経費の一部を補助します。	○民間との連携による対応は補助事業（来日外国人女性緊急保護事業）で実施	福祉局
	ア 一時保護体制の拡充	75	日本語が十分に話せない外国人被害者に対し、必要に応じて委託による通訳での対応を行います。（再掲）	No.52 第2章2（3）ア 参照	福祉局
	ア 一時保護体制の拡充	76	外国人被害者の一時保護については、習慣、価値観等に十分配慮して対応します。	○食事等生活習慣に配慮し安全安心の場を提供	福祉局
	ア 一時保護体制の拡充	77	民間団体と連携し、外国人被害者に対して引き続き適切な対応ができるようにします。	○民間との連携による対応は補助事業（来日外国人女性緊急保護事業）で実施	福祉局
	ア 一時保護体制の拡充	78	障害のある被害者に対し適切な対応ができるよう努めるとともに、必要に応じて他の福祉施設等との連携を図り、活用できるよう検討します。	○区市・都の女性相談支援員と連携し実施	福祉局

	事業名	事業No.	事業概要	令和6年度事業規模	所管局
	ア 一時保護体制の拡充	79	男性被害者の一時保護について、都の男性相談の状況を踏まえた上で、適切な対応がとれる体制について検討します。	○男性被害者の他機関への相談状況を把握	福祉局
	イ 同伴児童への対応の充実	80	保育士の配置を引き続き行い、一時保護における保育体制の充実を図ります。	○一時保護所内に保育室を設置し、保育士を2名配置して、適切な保育を実施	福祉局
	イ 同伴児童への対応の充実	81	一時保護において、就学児童に対する学習の機会を保障し、各児童の状況に応じたきめ細かな学習支援を行います。	○就学児童に対して学習指導員による学習支援を実施	福祉局
	イ 同伴児童への対応の充実	82	一時保護中の同伴児童に対する心理的ケアの充実を図るとともに、切れ目のない支援のために、地域の関係機関に対し情報提供を行います。	○児童に対して必要に応じて心理面接等を実施	福祉局
(2)安全の確保と加害者対応					
	ア 警察における対応	83	法令に基づき、被害者から被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出を受けた場合、申出が相当であると認めるときは、被害者から援助申出書の提出を求め、被害者自らが行う安全確保策等を教示するとともに、被害者周辺の安全確保に必要な援助を行います。	○通常業務を通じて実施	警視庁
	ア 警察における対応	84	保護命令発令後の保護対象者及び被害を受けるおそれのある親族等の安全確保を行います。	○通常業務を通じて実施	警視庁
	ア 警察における対応	85	配偶者暴力防止法、ストーカー規制法を始めとする各種法令に基づく検挙等厳正な対応により、被害者やその親族等の安全を確保します。	○通常業務を通じて実施	警視庁
	イ 学校・幼稚園・保育所等との連携の強化	86	教員・保育士等を対象とした配偶者暴力対策の研修の充実を図ります。	○職務関係者研修（教職員対象）の開催（開催回数：1回）	生活文化局
	イ 学校・幼稚園・保育所等との連携の強化	86	教員・保育士等を対象とした配偶者暴力対策の研修の充実を図ります。	○保育所等に対する取組等の推進	福祉局

	事業名	事業No.	事業概要	令和6年度事業規模	所管局
	イ 学校・幼稚園・保育所等との連携の強化	86	教員・保育士等を対象とした配偶者暴力対策の研修の充実を図ります。	○区市町村等における日常業務での対応	教育庁
	イ 学校・幼稚園・保育所等との連携の強化	87	学校・幼稚園・保育所等と連携し、保護命令の対象となる子供の安全の確保と情報管理の徹底を図ります。	○対象となるケースについて随時対応	生活文化局
	イ 学校・幼稚園・保育所等との連携の強化	87	学校・幼稚園・保育所等と連携し、保護命令の対象となる子供の安全の確保と情報管理の徹底を図ります。	○保育所等との連携・取組	福祉局
	イ 学校・幼稚園・保育所等との連携の強化	87	学校・幼稚園・保育所等と連携し、保護命令の対象となる子供の安全の確保と情報管理の徹底を図ります。	○区市町村等における日常業務での対応	教育庁
	イ 学校・幼稚園・保育所等との連携の強化	88	保護命令の対象となる子供に対しては、相談窓口と学校、児童相談所等の各関係機関が連携しながら、状況に応じて様々な子供のケアと安全確保を図ります。	○対象となるケースについて随時対応	生活文化局
	イ 学校・幼稚園・保育所等との連携の強化	88	保護命令の対象となる子供に対しては、相談窓口と学校、児童相談所等の各関係機関が連携しながら、状況に応じて様々な子供のケアと安全確保を図ります。	○児童相談所等との連携・取組	福祉局
	イ 学校・幼稚園・保育所等との連携の強化	88	保護命令の対象となる子供に対しては、相談窓口と学校、児童相談所等の各関係機関が連携しながら、状況に応じて様々な子供のケアと安全確保を図ります。	○区市町村等における日常業務での対応	教育庁
	ウ 加害者対応	89	職務関係者研修など、各種研修の中で、加害者対応についても、取り上げます。	○職務関係者研修で加害者対応に関する講義を実施	生活文化局
	ウ 加害者対応	90	被害者に直接対応する可能性のある支援者が加害者に対応する場合に留意すべき事項等加害者対応の項目を加えた「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」の普及を図ります。	○「配偶者暴力被害者支援基本プログラム 改定版」を配布し、活用を促す。 都内区市町村を含む関係機関に配布	生活文化局

	事業名	事業No.	事業概要	令和6年度事業規模	所管局
	ウ 加害者対応	91	男性の悩み相談の中で男性加害者からの相談を受け付けるとともに、適切な対応が取れるよう加害者からの相談内容の分析を行います。	○ 男性相談の中で男性加害者からの相談も受付 ○ 男性加害者からの相談の分析を実施	生活文化局
	ウ 加害者対応	92 ☆	犯罪をした者が再犯に及ぶ背景には様々な問題があり、その状況に応じた支援が必要であるため、犯罪をした者やその家族等を対象とした相談窓口を設置し、的確かつ必要な支援につなげます。(再掲)	○「犯罪お悩みなんでも相談」窓口の運営 対象者：都内在住の、万引き、暴力などの犯罪行為をしてしまう本人や、その家族・支援に携わる方など 受付方法：電話、メール（※状況に応じ、来所相談にも対応） 受付期間：令和6年4月1日から令和7年3月22日まで 火曜日、木曜日、土曜日（祝日、年末年始を除く） 午前9時から午後5時まで 相談員：社会福祉士等の専門職 相談受付件数 約450件	都民安全総合対策本部
4 自立生活再建のための総合的な支援体制の整備					
(1)総合的な自立支援の展開					
	ア 総合的な被害者支援のための質の充実	93	都内の各支援機関が統一的な支援を行うことができるよう、「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」について、支援の実情や新たな制度、関係機関などの社会資源等を反映した改定を行います。(再掲)	○「配偶者暴力被害者支援基本プログラム 改定版」を配布し、活用を促す。 都内区市町村を含む関係機関に配布	生活文化局
	ア 総合的な被害者支援のための質の充実	93	都内の各支援機関が統一的な支援を行うことができるよう、「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」について、支援の実情や新たな社会資源等を反映した改定を行います。(再掲)	○活用促進	福祉局
	ア 総合的な被害者支援のための質の充実	94	被害者が身近な地域で、一元的に支援を受けることができるよう、区市町村の配偶者暴力相談支援センター機能整備促進のための技術的支援を行います。	○各区市町村を訪問し、区市町村の配偶者暴力相談支援センター機能整備促進のための助言・指導等を実施	生活文化局
	イ 配偶者暴力相談支援センターの自立支援機能の拡充	95	被害者の意思を尊重しながら、状況に応じてニーズを的確に把握し、必要な情報提供を行うとともに、区市町村・各機関が行う支援に適切につなげていきます。	○相談業務の中で区市町村・各機関への支援に適切につなげる。	生活文化局

	事業名	事業No.	事業概要	令和6年度事業規模	所管局
	イ 配偶者暴力相談支援センターの自立支援機能の拡充	95	被害者の意思を尊重しながら、状況に応じてニーズを的確に把握し、必要な情報提供を行うとともに、区市町村・各機関が行う支援に適切につなげていきます。	○区市・都の女性相談支援員と連携し実施	福祉局
	イ 配偶者暴力相談支援センターの自立支援機能の拡充	96	被害者が自立のために必要とする心理的サポートやニーズを踏まえて、自立支援講座等を充実させます。	○自立支援講座の実施 48回	生活文化局
	イ 配偶者暴力相談支援センターの自立支援機能の拡充	96	被害者が自立のために必要とする心理的サポートやニーズを踏まえて、自立支援講座等を充実させます。	○一時保護中の講座等の実施	福祉局
	イ 配偶者暴力相談支援センターの自立支援機能の拡充	97	孤立しがちな被害者の心の立ち直りに効果がある、自助グループやサポートグループ※に活動場所を提供し、連携しながら被害者への支援を行っていきます。 (※カウンセラー等の専門的な知識を持つ人や配偶者暴力の被害経験を持つ人たちが、被害者の支援を行うためのグループ)	○自助グループ2団体への教室の提供 24回	生活文化局
	イ 配偶者暴力相談支援センターの自立支援機能の拡充	98	被害者の心理的サポートのために行うグループ活動等について、複数の民間団体が連携して行う取組を支援します。	○民間団体の取組について、区市町村への周知等に協力する。 ○DV防止等民間活動助成事業の活用を促す等、民間団体の取組を支援する。	生活文化局
	イ 配偶者暴力相談支援センターの自立支援機能の拡充	99	区市町村に対して、民間団体の支援情報等を提供するなどにより、被害者に対する支援の充実のための民間団体との連携を促します。	○民間団体の取組について、区市町村への周知等に協力する。 ○DV防止等民間活動助成事業の活用を促す等、民間団体による同行支援の取組を支援する。	生活文化局
	イ 配偶者暴力相談支援センターの自立支援機能の拡充	100	区市町村が配偶者暴力相談支援センター機能を整備する場合に、併せて地域における自立支援機能の拡充を働きかけます。	○区市町村配偶者暴力相談支援センター機能整備推進窓口等を通じて「配偶者暴力相談支援センター機能整備の手引」を活用した情報提供、働きかけを行う ○可能な限り、区市町村を訪問し、実態・課題を踏まえて機能整備に向けた助言	生活文化局
	ウ 福祉事務所等との連携強化	101	地域において被害者の自立支援に重要な役割を担う福祉事務所との連携を強化するとともに、区市町村の子供家庭支援センターや児童相談所等関係機関同士の協力体制づくりを進めていきます。	○ネットワーク会議等を活用した連携強化、関係機関同士の協力体制づくりを推進 ○相談業務の中で福祉事務所、児童相談所等と連携	生活文化局

	事業名	事業No.	事業概要	令和6年度事業規模	所管局
	ウ 福祉事務所等との連携強化	101	地域において被害者の自立支援に重要な役割を担う福祉事務所との連携を強化するとともに、区市町村の子供家庭支援センターや児童相談所等関係機関同士の協力体制づくりを進めていきます。	○個別ケース毎の連携強化、関係者との連携会議の実施 ○女性相談支援員研修等を通じた連携、通常の業務の中での協力体制強化 ・新任転入職員研修、現任研修等 ・女性相談支援員等業務連絡会 ・その他連携会議の参加	福祉局
	ウ 福祉事務所等との連携強化	102	被害者から生活保護の相談があった際の対応及び申請を受けた際の調査等において、被害者の安全確保に配慮するとともに、適切に保護を実施するよう福祉事務所に対して働きかけます。	○保護の実施機関に対する情報提供の徹底 ○保護の実施機関における日常業務での対応	福祉局
	エ ひとり親家庭の支援の充実	103	被害者の状況に応じて、東京都ひとり親家庭支援センターにおける相談・就業支援や自立支援給付金事業など、都のひとり親家庭に係る各種支援制度を活用し、自立を支援します。	○母子・父子自立支援員による相談業務のなかで実施 ○就業支援講習会(10回) ○相談支援員研修会(10回) ○自立支援給付金事業（区市事業。都は町村部のみ実施） ○ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおける相談員による就業相談	福祉局
	エ ひとり親家庭の支援の充実	104	配偶者暴力相談支援センター等の相談機関は、東京都ひとり親家庭支援センター等と連携し、被害者に必要な情報提供を行います。	○相談業務の中で実施	生活文化局
	エ ひとり親家庭の支援の充実	104	配偶者暴力相談支援センター等の相談機関は、東京都ひとり親家庭支援センター等と連携し、被害者に必要な情報提供を行います。	○相談業務の中で、必要に応じてひとり親家庭支援センターの相談支援事業を紹介、支援につなぐ	福祉局
(2)安全で安心できる生活支援					
	ア 住民票の取扱い等適切な運用	105	住民基本台帳法の一部改正により、被害者からの申出に基づき、加害者等からの閲覧や住民票・戸籍の附票の写しの交付に応じないなど、区市町村の窓口において、住民票の写しの交付制限等が適切に運用されるよう、指導を徹底します。	○区市町村の住民基本台帳事務主管課に対し、住民票の取扱いに関して適切な運用を図ること及び区市町村内関係部局との連携に努めることについて、随時、指導・助言を行う	総務局
	ア 住民票の取扱い等適切な運用	106	配偶者暴力相談支援センター等各支援機関においては、被害者に対し、住民基本台帳の閲覧等の制限についての正しい情報提供を行い、被害者の安全確保のための情報の保護を徹底します。	○相談業務の中で情報提供を行うとともに、閲覧制限に必要となる証明書を発行	生活文化局

	事業名	事業No.	事業概要	令和6年度事業規模	所管局
	ア 住民票の取扱い等適切な運用	106	配偶者暴力相談支援センター等各支援機関においては、被害者に対し、住民基本台帳の閲覧等の制限についての正しい情報提供を行い、被害者の安全確保のための情報の保護を徹底します。	○相談業務の中で情報提供を行うとともに、閲覧制限等に必要となる証明書を発行	福祉局
	イ 医療保険に関する適切な情報提供	107	被扶養者であった被害者が、避難したことにより、扶養者との生計維持関係がなくなった場合の医療保険手続については、適切な支援を行うことができるよう、区市町村等支援機関に対して制度等の周知を徹底します。	○「配偶者暴力被害者支援基本プログラム 改定版」を配布し、活用を促す。 都内区市町村を含む関係機関に配布	生活文化局
	イ 医療保険に関する適切な情報提供	107	被扶養者であった被害者が、避難したことにより、扶養者との生計維持関係がなくなった場合の医療保険手続については、適切な支援を行うことができるよう、区市町村等支援機関に対して制度等の周知を徹底します。	○区市町村国保所管部署、都内国民健康保険組合への周知	保健医療局
	イ 医療保険に関する適切な情報提供	108	配偶者暴力相談支援センター等各関係機関においては、被害者に対し医療保険に関する適切な情報提供を行います。	○相談業務の中で情報提供を行うとともに、支援措置に必要となる証明書を発行	生活文化局
	イ 医療保険に関する適切な情報提供	108	配偶者暴力相談支援センター等各関係機関においては、被害者に対し医療保険に関する適切な情報提供を行います。	○相談業務の中で情報提供を行うとともに、支援措置や各種加入手続き等に必要となる証明書を発行	福祉局
	イ 医療保険に関する適切な情報提供	109	被害者の安全確保の観点から、健康保険組合等の保険者に対しても、変更等に伴う各種手続について適切な対応が取られるよう、協力を依頼していきます。	○相談業務の中で実施	生活文化局
	イ 医療保険に関する適切な情報提供	109	被害者の安全確保の観点から、健康保険組合等の保険者に対しても、変更等に伴う各種手続について適切な対応が取られるよう、協力を依頼していきます。	○相談業務の中で対応	福祉局
	イ 医療保険に関する適切な情報提供	110	配偶者からの暴力によるけが等第三者行為による傷病についても、保険診療できるなどの情報について周知し、適切な対応を求めていきます。	○医療関係者向けDV対応マニュアル、シート（平成30年度改定）を医療機関へ配布 ○医師会等を通じて医療機関に周知を図る	生活文化局

	事業名	事業No.	事業概要	令和6年度事業規模	所管局
	イ 医療保険に関する適切な情報提供	110	配偶者からの暴力によるけが等第三者行為による傷病についても、保険診療できるなどの情報について周知し、適切な対応を求めています。	○受診した患者に適切な対応が取れるように医療機関向けの研修会で周知を実施	保健医療局 (旧：病院経営本部)
	イ 医療保険に関する適切な情報提供	★	後期高齢者医療の被保険者である被害者が避難した場合の医療保険手続については、適切な支援を行うことができるよう、保険者や区市町村に対して制度等の周知を徹底します。	○東京都後期高齢者医療広域連合及び都内各区市町村後期高齢者医療所管への周知	保健医療局
	ウ 年金等各種制度に関する適切な情報管理及び情報提供	111	国民年金、介護保険、税務、選挙管理等住民基本台帳からの情報に基づいて事務処理を行うものについて、被害者の情報の保護及びその管理について区市町村に適切な対応を促します。	○「配偶者暴力被害者支援基本プログラム 改定版」を配布し、活用を促す。 都内区市町村を含む関係機関に配布	生活文化局
	ウ 年金等各種制度に関する適切な情報管理及び情報提供	112	配偶者暴力相談支援センター等各関係機関においては、被害者に対し、年金に関する必要な手続や、住所等の秘密の保持に配慮した取扱い等、各種制度に関する適切な情報提供を行います。	○相談業務の中で情報提供を行うとともに、支援措置に必要な証明書を発行	生活文化局
	ウ 年金等各種制度に関する適切な情報管理及び情報提供	112	配偶者暴力相談支援センター等各関係機関においては、被害者に対し、年金に関する必要な手続や、住所等の秘密の保持に配慮した取扱い等、各種制度に関する適切な情報提供を行います。	○相談業務の中で情報提供を行うとともに、住所等の機密保持の配慮等に必要な証明書を発行	福祉局
	ウ 年金等各種制度に関する適切な情報管理及び情報提供	113	配偶者暴力相談支援センターは、住民票の記載がなされていない被害者であっても、居住地において介護保険法及び障害者自立支援法に基づく各種サービス等を受けることが可能であることなど、事案に応じて可能なサービス等の情報提供を行います。	○相談業務の中で実施	生活文化局
	ウ 年金等各種制度に関する適切な情報管理及び情報提供	113	配偶者暴力相談支援センターは、住民票の記載がなされていない被害者であっても、居住地において介護保険法及び障害者自立支援法に基づく各種サービス等を受けることが可能であることなど、事案に応じて可能なサービス等の情報提供を行います。	○相談業務の中で実施	福祉局

	事業名	事業No.	事業概要	令和6年度事業規模	所管局
	エ 就学の支援	114	都の配偶者暴力相談支援センター及び区市町村の関係機関との連携を図ります。	○相談業務の中で連携するとともに、連携部会において就学支援について検討	生活文化局
	エ 就学の支援	115	都立高等学校の転学については、引き続き柔軟に対応していきます。	○都立高等学校の転学については、引き続き柔軟に対応していきます。	教育庁
	オ 学校、幼稚園、保育所等職員に対する意識啓発等	116	配偶者暴力がある家庭では子供への直接的な暴力とともに、暴力を目撃することによる影響も重大であることから、児童虐待を取り扱う関係機関との連携体制を強化します。(再掲)	○配偶者暴力対策ネットワーク会議等を活用し、児童虐待を取り扱う関係機関との連携体制を強化 ○対象となるケースについて随時対応	生活文化局
	オ 学校、幼稚園、保育所等職員に対する意識啓発等	116	配偶者暴力がある家庭では子供への直接的な暴力とともに、暴力を目撃することによる影響も重大であることから、児童虐待を取り扱う関係機関との連携体制を強化します。(再掲)	No.23 第2章1(2)ウ 参照	福祉局
	オ 学校、幼稚園、保育所等職員に対する意識啓発等	116	配偶者暴力がある家庭では子供への直接的な暴力とともに、暴力を目撃することによる影響も重大であることから、児童虐待を取り扱う関係機関との連携体制を強化します。(再掲)	No.23 第2章1(2)ウ 参照	教育庁
	オ 学校、幼稚園、保育所等職員に対する意識啓発等	117	各学校、幼稚園、保育所等に対して、配偶者等暴力に関するパンフレットの配布や、「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」を活用して情報提供を行います。また、必要に応じて、児童館や学童クラブなど子供が通う施設に対しても情報提供を行います。(再掲)	○配偶者暴力対策ネットワーク会議等を活用し情報提供	生活文化局
	オ 学校、幼稚園、保育所等職員に対する意識啓発等	117	各学校、幼稚園、保育所等に対して、配偶者等暴力に関するパンフレットの配布や、「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」を活用して情報提供を行います。また、必要に応じて、児童館や学童クラブなど子供が通う施設に対しても情報提供を行います。(再掲)	No.24 第2章1(2)ウ 参照	福祉局

	事業名	事業No.	事業概要	令和6年度事業規模	所管局
	オ 学校、幼稚園、保育所等職員に対する意識啓発等	117	各学校、幼稚園、保育所等に対して、配偶者等暴力に関するパンフレットの配布や、「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」を活用して情報提供を行います。また、必要に応じて、児童館や学童クラブなど子供が通う施設に対しても情報提供を行います。（再掲）	No.24 第2章1（2）ウ 参照	教育庁
	オ 学校、幼稚園、保育所等職員に対する意識啓発等	118	各学校、幼稚園、保育所等の関係者に対して、早期発見や適切な対応についての研修を行います。（再掲）	○職務関係者研修（教職員対象）の開催（開催回数：1回） ○職務関係者研修の開催（開催回数：1回）	生活文化局
	オ 学校、幼稚園、保育所等職員に対する意識啓発等	118	各学校、幼稚園、保育所等の関係者に対して、早期発見や適切な対応についての研修を行います。（再掲）	No.25 第2章1（2）ウ 参照	福祉局
	オ 学校、幼稚園、保育所等職員に対する意識啓発等	118	各学校、幼稚園、保育所等の関係者に対して、早期発見や適切な対応についての研修を行います。（再掲）	No.25 第2章1（2）ウ 参照	教育庁
	カ 自助グループへの参加支援	119	被害者相互の支援を目的とした自助グループの活動に対し、会場の提供等の必要な支援を行っていきます。	○自助グループ2団体への教室の提供 24回（再掲）	生活文化局
	カ 自助グループへの参加支援	120	参加を希望する被害者に対しては、安全確保に配慮しつつ、自助グループの紹介や情報提供を行っていきま	○相談業務の中で情報提供を行う。	生活文化局
	カ 自助グループへの参加支援	121	閉じこもりがちになる被害者に対しても「居場所づくり」の視点で自助グループやサポートグループを紹介するなど、参加を促します。	○相談業務の中で自助グループやサポートグループを紹介するなど参加を促す。	生活文化局
	キ 配偶者暴力相談支援センターにおける法的支援	122	配偶者暴力相談支援センターにおいて、保護命令、離婚調停などの法的手続に関する情報提供を行うとともに、専門家による法律相談等を実施します。	○相談業務の中で情報提供を行うとともに、弁護士による法律相談を行う。（一般・DV 各毎月4回）	生活文化局
	キ 配偶者暴力相談支援センターにおける法的支援	122	配偶者暴力相談支援センターにおいて、保護命令、離婚調停などの法的手続に関する情報提供を行うとともに、専門家による法律相談等を実施します。	○家庭裁判所の調査官経験等を相談員とし、法的対応等の個別相談を実施	福祉局

	事業名	事業No.	事業概要	令和6年度事業規模	所管局
	キ 配偶者暴力相談支援センターにおける法的支援	123	法的手続に関する更なる支援を希望する被害者に対して、法テラス（日本司法支援センター）等の機関の紹介や、東京の三弁護士会と連携した情報提供等を行います。	○相談業務の中で情報提供を行う。	生活文化局
	キ 配偶者暴力相談支援センターにおける法的支援	123	法的手続に関する更なる支援を希望する被害者に対して、法テラス（日本司法支援センター）等の機関の紹介や、東京の三弁護士会と連携した情報提供等を行います。	○相談業務の中で必要に応じて法テラスの紹介を実施	福祉局
(3)就労支援の充実					
	ア 職業訓練の実施	124	職業能力開発センター等において、求職者等を対象として就職に必要な知識・技能を習得するための職業訓練を実施します。	○職業能力開発センター・校、国立・都営の東京障害者職業能力開発校の訓練（定員6,405名：施設内訓練4,590名、委託訓練1,815名）の中で対応	産業労働局
	ア 職業訓練の実施	125	公共職業訓練を受講する母子家庭の母等に対し、受講期間中、訓練手当を支給します。	・職業訓練手当の支給	産業労働局
	イ 東京しごとセンター等における就労支援	126	東京しごとセンターにおいて、一人一人の適性と状況を踏まえたきめ細かなキャリアカウンセリングや再就職支援セミナーを実施するほか、能力開発、職業紹介など、希望者に対して就職活動を支援します。また、被害者に対して適切な対応ができるよう、相談員や受付窓口担当者等に対する研修等を実施します。	○東京しごとセンター事業の中で対応 ・しごとセンター及びしごとセンター多摩における支援	産業労働局
	イ 東京しごとセンター等における就労支援	127	東京ウィメンズプラザにおいて、マザーズハローワーク等との連携などにより、就労支援の取組を進めます。	○自立支援講座で就労支援をテーマにした講座を実施 4回 ○自立支援講座でマザーズハローワーク職員による講義を実施 1回	生活文化局
	イ 東京しごとセンター等における就労支援	128	配偶者暴力相談支援センターでは、一時保護施設等の退所者に対する就職時の身元保証制度についての情報提供など、被害者に対し、就労に必要な情報を適切に提供します。	○相談業務の中で情報提供を行う。	生活文化局

	事業名	事業No.	事業概要	令和6年度事業規模	所管局
	イ 東京しごとセンター等における就労支援	128	配偶者暴力相談支援センターでは、一時保護施設等の退所者に対する就職時の身元保証制度についての情報提供など、被害者に対し、就労に必要な情報を適切に提供します。	○相談業務の中で実施	福祉局
	ウ 東京ウィメンズプラザにおける就労支援	129	被害者の就労に役立つパソコン技術の習得を支援するため、パソコン講座を実施します。	○パソコン講座 18回	生活文化局
	ウ 東京ウィメンズプラザにおける就労支援	130	自立支援講座における就労支援内容の充実や、マザーズハローワーク等との連携などにより、就労支援の取組を進めます。	○自立支援講座で就労支援をテーマにした講座を実施 4回 ○自立支援講座でマザーズハローワーク職員による講義を実施 1回(再掲)	生活文化局
(4)住宅確保のための支援の充実					
	ア 都営住宅を活用した被害者の住宅の確保	131	単身の配偶者暴力被害者に対して、都営住宅への入居を実施します。	○年4回募集(2月、5月、8月、11月)	住宅政策本部
	ア 都営住宅を活用した被害者の住宅の確保	132	20歳未満の子供のいる被害者をひとり親世帯と見なし、当せん倍率の優遇及びポイント方式による募集を行います。	○世帯向け募集における当せん倍率の優遇(7倍)年2回募集(5月、11月) ○ポイント方式による募集年2回募集(2月、8月) ○以下の募集において、令和元年11月からは、ひとり親世帯も対象に加えている ・若年夫婦・子育て世帯向け定期使用住宅(5月、11月) ・毎月募集(毎月)	住宅政策本部
	ア 都営住宅を活用した被害者の住宅の確保	133	ひとり親世帯に該当しない被害者世帯に対しても当せん倍率の優遇を行います。	○世帯向け募集における当せん倍率の優遇(5倍)年2回募集(5月、11月)	住宅政策本部

	事業名	事業No.	事業概要	令和6年度事業規模	所管局
	ア 都営住宅を活用した被害者の住宅の確保	134	ひとり親等の支援施設の退所者に対して、都営住宅の特別割当を行います。	○母子生活支援施設転出者向け特別割当て年2回割当て50戸程度（年間）	住宅政策本部
	イ 民間賃貸住宅を活用した被害者の住宅の確保	135	住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、子育て世帯、DV被害者など）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図ります。 ①住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度 ②登録住宅の改修や入居者への経済的支援 ③住宅確保要配慮者への居住支援	【住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進】 (既存事業) ・改修費補助 ・家賃低廉化補助 ・家賃債務保証料等低廉化補助 ・少額短期保険等保険料補助 ・登録協力補助（登録協力報奨金） (令和5年度からの新規事業) ・東京ささエール住宅貸主応援事業 (耐震改修費補助、見守り機器設置費等補助 等) ・東京ささエール住宅居住支援法人等応援事業 (サブリース物件を活用した居住支援に係る補助)	住宅政策本部
	イ 民間賃貸住宅を活用した被害者の住宅の確保	136	東京都居住支援協議会は、区市町村における居住支援協議会の設立を促進するとともに、その活動を支援します。	【東京都居住支援協議会】 ・パンフレット、賃貸住宅オーナー向けチラシ改訂 ・セミナー開催（2回） ・東京ささエール住宅（セーフティネット住宅）登録支援 ・区市町村居住支援協議会活動支援補助など	住宅政策本部
	ウ 一時保護施設等退所後の支援	137	一時保護施設等を退所した後の各施設の利用について、被害者に対する適切な情報提供を行います。	○区市・都の女性相談支援員等と連携し、利用者ニーズに応じて各種施設等の情報提供、利用支援を実施	福祉局
	ウ 一時保護施設等退所後の支援	138	被害者が一時保護施設を退所した後の住宅確保として、区市町村を含めて関係機関等による支援ネットワークを築いていきます。	○区市・都の女性相談支援員等と連携を図り利用できる資源を活用	福祉局

	事業名	事業No.	事業概要	令和6年度事業規模	所管局
	ウ 一時保護施設等退所後の支援	139	民間賃貸住宅への入居を希望する被害者に対して、一時保護施設等の退所者の場合、連帯保証制度が利用できることなど、適切な情報提供を行います。	○相談対象となるケースについて随時情報提供	生活文化局
	ウ 一時保護施設等退所後の支援	139	民間賃貸住宅への入居を希望する被害者に対して、一時保護施設等の退所者の場合、連帯保証制度が利用できることなど、適切な情報提供を行います。	○情報提供を相談業務の中で実施	福祉局
(5) 子供のケア体制の充実					
	ア 子供のケア体制の徹底	140	配偶者暴力相談支援センター、児童相談所及び区市町村の関係機関との連携を強化して、子供へのケア体制を充実させていきます。	○配偶者暴力対策ネットワーク会議等を活用し、関係機関との連携を強化 ○対象となるケースについて関係機関と連携を図る	生活文化局
	ア 子供のケア体制の徹底	140	配偶者暴力相談支援センター、児童相談所及び区市町村の関係機関との連携を強化して、子供へのケア体制を充実させていきます。	○一時保護中の同伴児童のケア体制充実、虐待防止等関係機関と連携を強化	福祉局
	ア 子供のケア体制の徹底	141	関係機関が共通の認識を持って対応するため、「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」を活用するとともに、内容の充実を図ります。	○「配偶者暴力被害者支援基本プログラム 改定版」を配布し、活用を促す。 都内区市町村を含む関係機関に配布	生活文化局
	ア 子供のケア体制の徹底	142	児童相談所や子供家庭支援センターなど子供の支援関係者に対し、配偶者暴力に関する研修や情報提供を充実させます。	○職務関係者研修の開催（開催回数：1回）	生活文化局
	ア 子供のケア体制の徹底	143	職務関係者に向けた研修の中で、面会交流が子供に与える影響等について情報提供を行います。	○職務関係者研修を開催（開催回数：1回）し、面会交流に関する講義を実施して情報提供を図る	生活文化局
	ア 子供のケア体制の徹底	144	保育士の配置を引き続き行い、一時保護における保育体制の充実を図ります。（再掲）	No.80 第2章3（1）イ 参照	福祉局
	ア 子供のケア体制の徹底	145	一時保護において就学児童に対する学習の機会を保障し、各児童の状況に応じたきめ細かな学習支援を行います。（再掲）	No.81 第2章3（1）イ 参照	福祉局

	事業名	事業No.	事業概要	令和6年度事業規模	所管局
	ア 子供のケア体制の徹底	146	一時保護中の同伴児童に対する心理的ケアの充実を図るとともに、切れ目のない支援のために、地域の関係機関に対し情報提供を行います。(再掲)	No.82 第2章3(1)イ 参照	福祉局
	イ 子供家庭支援センター機能の充実	147	市町村において、児童虐待の未然防止・早期発見をはじめ、子供と家庭のあらゆる相談に積極的に取り組んでいけるよう、子供家庭支援センターの機能を充実させるため、設置する市町村への補助を行います。	○子供家庭支援センター事業 子供家庭支援センターを設置する市町村へ一定の補助を行う(区は財調制度で補助) 61区市町村	福祉局
	ウ 子供の心のケアの充実	148	児童相談所や学校において、児童心理司、スクールカウンセラー等を活用した子供の心のケアを行います。	○子供の心のケアを実施	福祉局
	ウ 子供の心のケアの充実	148	児童相談所や学校において、児童心理司、スクールカウンセラー等を活用した子供の心のケアを行います。	○スクールカウンセラー配置校での対応 ・全公立小・中・高等学校及び都立特別支援学校に配置 令和6年度配置校 小学校1,268校、中学校 622校、高等学校234課程、都立特別支援学校20校	教育庁
	エ 保護者とその子供に対する講座の実施	149	配偶者暴力のある家庭で育った子供とその母親を対象に、心の傷の回復を側面から支援するため、遊びなども採り入れて親子や友達とのコミュニケーションの取り方などを継続的に学習してもらう講座を実施します。	○「子供広場」の実施 14回	生活文化局
	エ 保護者とその子供に対する講座の実施	150 ☆	都立病院の医療スタッフが、地域の関係機関等と連携し、配偶者暴力のある家庭で育った子供とその母親に対して、心の傷の回復等を支援します。	○大塚病院の医療スタッフが、子供家庭支援センターや保健所、保健センター等で開催する子育て講座等において、育児相談等支援を実施	保健医療局 (旧：病院経営本部)
5 関係機関・団体等の連携の推進					
(1) 広域連携と地域連携ネットワークの強化					
	ア 都と区市町村の役割分担に基づく連携の促進	151	区市町村が、被害者やその家族にとって身近な相談窓口として、相談体制の整備・充実、緊急時の安全確保や、地域における継続的な自立支援等を行えるよう、配偶者暴力相談支援センターの機能整備に向けた働きかけを行います。	○「配偶者暴力相談支援センター機能整備の手引」の活用 ○区市町村配偶者暴力相談支援センター機能整備推進窓口において、区市町村への技術的支援を実施 ○相談業務の中で随時、区市町村に対して技術的支援を実施 ○区市町村を訪問し、実態・課題を踏まえて機能整備に向けた助言	生活文化局

	事業名	事業No.	事業概要	令和6年度事業規模	所管局
	ア 都と区市町村の役割分担に基づく連携の促進	152	区市町村に対し、被害者支援に関する助言や情報提供、相談員や職員の研修、被害者支援の調整を行う人材育成、関係機関との総合調整等を行います。	○相談員養成講座の開催（開催回数：3回 テーマ：「相談員・職員のための基礎講座」（2回）、「相談員・職員のための実践講座」（1回）） ○コーディネート研修の開催（開催回数：2回 テーマ：配偶者暴力被害者支援のためのコーディネート研修） ○区市町村相談員スーパーバイズ 毎月1回 ○研修や説明会に参加しづらい区市町村に対して、出前講座を実施	生活文化局
	ア 都と区市町村の役割分担に基づく連携の促進	153	広域自治体として、都の配偶者暴力相談支援センターを中核に、専門的な相談も含めた相談対応の充実、一時保護の実施、職務関係者への研修等を行います。	○職務関係者研修の開催（開催回数：5回、テーマ：「配偶者暴力被害者支援」「交際相手からの暴力（デートDV）」ほか）	生活文化局
	ア 都と区市町村の役割分担に基づく連携の促進	153	広域自治体として、都の配偶者暴力相談支援センターを中核に、専門的な相談も含めた相談対応の充実、一時保護の実施、職務関係者への研修等を行います。	○一時保護（一時保護委託を含む。）を、女性相談支援センターで実施する	福祉局
	ア 都と区市町村の役割分担に基づく連携の促進	154	都と区市町村は、それぞれの役割に基づき、関係機関によるネットワークを形成し、相互に有機的な連携がとれる体制を強化していきます。	○配偶者暴力対策ネットワーク会議等を活用した連携体制の強化 ○配偶者暴力対策連携部会の開催 年2回 ○配偶者暴力相談支援センター連携会議の開催 年2回	生活文化局
	ア 都と区市町村の役割分担に基づく連携の促進	155	東京都配偶者暴力相談支援センター連携会議等を通じて、区市町村の支援センターとの連携を図ります。	○ 東京都配偶者暴力相談支援センター連携会議 年2回実施 ○ 窓口通信の発行による情報提供 年3回	生活文化局
	イ 区市町村における配偶者暴力対策基本計画の策定・改定支援	156	区市町村が配偶者暴力対策基本計画の策定に取り組むことができるよう、積極的に情報提供と助言などの支援を行います。	○配偶者暴力対策基本計画策定予定の区市町村に対し、事前の意見交換、助言等を実施	生活文化局
	イ 区市町村における配偶者暴力対策基本計画の策定・改定支援	157	区市町村に対し、配偶者暴力対策基本計画の改定に当たっての情報提供や助言などの支援を行います。	○配偶者暴力対策基本計画改定予定の区市町村に対し、事前の意見交換、助言等を実施	生活文化局

	事業名	事業No.	事業概要	令和6年度事業規模	所管局
	ウ 区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能整備への支援	158	区市町村の相談員等の資質向上を図るため、相談員養成研修を充実させます。(再掲)	○相談員養成講座の開催(開催回数:3回 テーマ:「相談員・職員のための基礎講座」(2回)、「相談員・職員のための実践講座」(1回)) ○区市町村相談員スーパーバイズ 毎月1回 ○配偶者暴力被害者支援のための研修用DVDの改訂	生活文化局
	ウ 区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能整備への支援	159	区市町村における配偶者暴力等被害者の支援体制の中核となる人材を養成するため、関係機関の調整を行う職員等を対象とした、支援のための総合的な知識や技術に関する研修を充実させます。(再掲)	○コーディネート研修の開催(開催回数:2回 テーマ:配偶者暴力被害者支援のためのコーディネート研修)	生活文化局
	ウ 区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能整備への支援	160	「区市町村配偶者暴力相談支援センター機能整備推進窓口」において、支援センター運営に必要な情報等を提供し、機能整備を進める区市町村に技術的支援を行います。(再掲)	○区市町村配偶者暴力相談支援センター機能整備推進窓口において、区市町村への技術的支援を行う。 ○相談業務の中で随時、区市町村に対して技術的支援を行う。 ○区市町村を訪問し、実態・課題を踏まえて機能整備に向けた助言	生活文化局
	ウ 区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能整備への支援	161	区市町村を訪問し、機能整備に向けた助言を行うことにより、支援センター機能整備を促します。(再掲)	○区市町村に対し、実態・課題を踏まえて機能整備に向けた助言	生活文化局
	ウ 区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能整備への支援	162	相談・支援体制が不十分な区市町村に対して、出前講座等を行い、体制強化を支援します。(再掲)	○区市町村と調整し可能な限り訪問	生活文化局
	エ 配偶者暴力対策のためのネットワーク会議の充実	163	配偶者暴力対策ネットワーク会議を通じて、都及び区市町村の関係各機関、医療、司法、人権擁護団体、民間支援団体等の連携を強化し、広域的な被害者支援についての検討、地域によって差が生じない被害者支援ができる体制の強化を図ります。	○配偶者暴力対策ネットワーク会議の開催 年2回 都計画等施策の推進を推進部会、区市町村を含む広域的な連携促進を連携部会が担当 ○構成の検討	生活文化局
	エ 配偶者暴力対策のためのネットワーク会議の充実	164	推進部会を通じて、本計画の進捗状況を把握し、都における配偶者暴力対策の促進を図ります。	○推進部会の開催 年3回	生活文化局

	事業名	事業No.	事業概要	令和6年度事業規模	所管局
	エ 配偶者暴力対策のためのネットワーク会議の充実	165	連携部会を通じて、相談や自立支援の実務における課題を検討するなど、効果的な連携を進めます。	○配偶者暴力対策連携部会の開催 年3回（再掲） ○配偶者暴力相談支援センター連携会議の開催 年2回（再掲）	生活文化局
	オ 被害者支援基本プログラムの活用	166	都内の各支援機関が統一的な支援を行うことができるよう、「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」について、支援の実情や新たな制度、関係機関などの社会資源等を反映した改定を行います。（再掲）	○「配偶者暴力被害者支援基本プログラム 改定版」を配布し、活用を促す。 都内区市町村を含む関係機関に配布	生活文化局
	オ 被害者支援基本プログラムの活用	166	都内の各支援機関が統一的な支援を行うことができるよう、「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」について、支援の実情や新たな社会資源等を反映した改定を行います。（再掲）	No.93 第2章4（1）ア 参照	福祉局
(2)民間団体との連携・協力の促進					
	ア 民間団体との連携の促進	167	民間団体等が自主的に行う配偶者暴力対策に関する事業に助成し、その活動を支援します。	○DV防止等民間活動助成事業の実施 （助成事業：1事業者に対し最高100万円（被害者への同行支援事業については、150万円限度）、アドバイザー派遣：団体に対し、アドバイザーとして講師を派遣。） 連携コーディネーター事業の実施 （複数団体が連携して被害者支援事業を行う場合に、コーディネーター経費を助成。1事業者に対し最高100万円）	生活文化局
	ア 民間団体との連携の促進	168	民間団体等が複数団体に連携して行う配偶者暴力被害者支援事業に助成し、その活動を支援します。	○連携コーディネーター事業の実施 （複数団体が連携して被害者支援事業を行う場合に、コーディネーター経費を助成。1事業者に対し最高100万円）	生活文化局
	ア 民間団体との連携の促進	169 ☆	民間シェルターの先進的な取組を促進するための経費や、区市町村が民間シェルター等の先進的な取組を促進するために要した経費に助成し、その活動を支援します。	○配偶者暴力被害者等セーフティネット強化支援事業の実施 （助成事業：1団体当たり1,000万円上限）	生活文化局
	ア 民間団体との連携の促進	170	被害者支援において幅広い活動を行っている民間支援団体との情報交換を積極的に行います。	○配偶者暴力対策ネットワーク会議への民間団体への参加 ○配偶者暴力対策連携部会の開催	生活文化局

	事業名	事業No.	事業概要	令和6年度事業規模	所管局
	ア 民間団体との連携の促進	171	配偶者暴力相談支援センターが行う各種研修・講座の開催情報や、配偶者暴力対策に関する制度についての情報提供を細やかに行います。	○職員向け研修：案内の送付 ○都民向け講座：案内の送付、ホームページ・メールマガジン・東京都広報等への掲載、プレス発表等	生活文化局
	ア 民間団体との連携の促進	172	民間団体研修に、行政職員・相談員も参加することで、民間団体と行政の連携促進を目指します。	○民間団体向け研修の募集案内を男女平等参画施策担当職員及び男女平等参画センター職員・相談員、福祉事務所婦人相談員に送付 ○研修内に「情報交換会」の場を設け、民間団体と行政の連携を促進	生活文化局
	イ 配偶者暴力被害者支援民間人材の養成	173	外国人被害者の相談及び自立支援に必要な人材養成を、民間団体と連携して進めます。（再掲）	○外国人被害者支援を含めた民間団体の人材養成に係る研修の開催（開催回数：2回）	生活文化局
	イ 配偶者暴力被害者支援民間人材の養成	174	民間団体研修を開催し、民間団体のメンバーのスキルアップを図ります。	○民間団体向け研修を2回実施	生活文化局
	イ 配偶者暴力被害者支援民間人材の養成	175 ☆	民間シェルター等の専門性向上に係る研修経費等に助成します。	○配偶者暴力被害者等セーフティネット強化支援事業の実施（助成事業：1団体当たり1,000万円上限）	生活文化局
6 人材育成の推進					
	ア 職務関係者研修の充実	176	職務関係者の質的向上に資する研修について、被害者のニーズに応じたテーマや対象を拡大して、一層充実させていきます。	○職務関係者研修について、ニーズや現状を踏まえてテーマや対象を設定し実施（開催回数：5回、テーマ：「配偶者暴力被害者支援」「交際相手からの暴力（デートDV）」ほか） ○区市町村における研修用DVDの活用の働きかけ。	生活文化局
	ア 職務関係者研修の充実	177	区市町村における配偶者暴力等被害者の支援体制の中核となる人材を養成するため、関係機関の調整を行う職員等を対象とした、支援のための総合的な知識や技術に関する研修を充実させます。（再掲）	○コーディネーター研修の開催（開催回数：2回 テーマ：配偶者暴力被害者支援のためのコーディネーター研修）	生活文化局
	ア 職務関係者研修の充実	178	相談員等が代理受傷等によるバーンアウトに陥らないよう、相談員に対する研修の充実やピアカウンセリング※等を行います。 （※相談員同士など同じ立場の人同士が話を聞き合うこと）	○相談員養成講座の開催（開催回数：3回 テーマ：「相談員・職員のための基礎講座」（2回）、「相談員・職員のための実践講座」（1回）） ○区市町村相談員スーパーバイズ 毎月1回 ○ウィメンズプラザ相談員スーパーバイズ（毎月1回） ○相談員ケースカンファレンス（毎月1回）等で実施	生活文化局

	事業名	事業No.	事業概要	令和6年度事業規模	所管局
	ア 職務関係者研修の充実	179	相談員の資格の認定など支援者の専門的能力の適正な評価に向けて、機会を捉えて国に働きかけます。	○国における検討状況等の情報収集	生活文化局
	イ 配偶者暴力被害者支援民間人材の養成	180	外国人被害者の相談及び自立支援に必要な人材養成を、民間団体と連携して進めます。(再掲)	○外国人被害者支援を含めた民間団体の人材養成に係る研修の開催(開催回数：2回)	生活文化局
	イ 配偶者暴力被害者支援民間人材の養成	181	民間団体研修を開催し、民間団体のメンバーのスキルアップを図ります。(再掲)	○民間団体向け研修を2回実施	生活文化局
	イ 配偶者暴力被害者支援民間人材の養成	182	民間シェルター等の専門性向上に係る研修経費等に助成します。☆(再掲)	○配偶者暴力被害者等セーフティネット強化支援事業の実施(助成事業：1団体当たり1,000万円上限)	生活文化局
7 二次被害防止と適切な苦情対応					
	ア 二次被害防止のための研修の充実	183	配偶者等暴力の深刻さを十分に認識しないまま、不適切な対応を行わないよう、職務関係者はもちろん、区市町村における全ての窓口対応に当たる職員を対象として、二次被害防止のための研修を実施します。	○職務関係者研修の開催(基礎研修(1回))	生活文化局
	ア 二次被害防止のための研修の充実	184	警察や司法関係者なども含めた支援関係機関、民間団体に対しても研修への参加を促すほか、各団体での研修等への取組を働きかけます。	○職務関係者研修のうち、基礎研修(1回)への参加について周知を図る。	生活文化局
	イ 相談機関における苦情処理担当の設置と手順の明確化	185	被害者の苦情に対して適切な対応がとれるよう、苦情処理担当への研修等を実施します。	○職務関係者研修の開催(基礎研修(1回))	生活文化局
	イ 相談機関における苦情処理担当の設置と手順の明確化	186	「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」の周知を図る中で、苦情処理についても周知を図ります。	○「配偶者暴力被害者支援基本プログラム 改定版」を配布し、活用を促す。 都内区市町村を含む関係機関に配布	生活文化局
8 調査研究の推進					
	ア 配偶者暴力被害に関する調査研究	187	都における相談事例の分析など、定期的に配偶者等暴力の被害や自立支援に関する実態の把握を行います。	○男女平等参画施策に係る年次報告を作成し、配偶者暴力の状況について実態把握 ○相談統計システムを活用し相談内容の分析を行う	生活文化局

	事業名	事業No.	事業概要	令和6年度事業規模	所管局
	ア 配偶者暴力被害に関する調査研究	188	基本計画の次期改定に向けて、被害者や関係機関に対する実態調査を行います。	○被害者のほか、都配偶者暴力相談支援センター、民間機関、弁護士会などの関係機関に対して調査を実施	生活文化局
	イ 加害者対策のあり方検討	189	国における加害者対策等に関する情報及び研究成果や民間団体が実施する加害者更生のための取組に関する情報の収集を行うとともに、都の相談等に寄せられた加害者からの相談内容の分析を行います。	○「男性のための悩み相談」の相談内容分析	生活文化局
	イ 加害者対策のあり方検討	190	国の加害者更生及び加害者対策等の動向を見据え、加害者更生プログラムの司法制度における位置付けを明確にすることなど、必要な法制度を整えるよう、国に要望していきます。	○配偶者暴力の防止と被害者の保護の観点から、必要な法整備も含めた実効性ある加害者対策について検討を行うよう、国に要望	生活文化局
	イ 加害者対策のあり方検討	191 ☆	国における加害者更生プログラムの試行実施に参加します。	○令和4年度に国における加害者プログラムの試行実施に参加 ○令和5年度から配偶者暴力加害者プログラム事業費補助金事業を実施	生活文化局

第3章 男女平等参画を阻害する様々な暴力への対策

1 性暴力被害者に対する支援

	ア 被害者等への支援	192	東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターにおいて、性犯罪・性暴力被害者から24時間365日体制で電話相談を受け付けているほか、相談内容に応じて、面接相談、病院・警察等への付添い、公認心理師・精神科医のカウンセリングによる精神的ケア、協力弁護士による法律相談など、被害直後からの支援をワンストップで実施します。 また、ワンストップ支援センターに、性犯罪・性暴力被害者支援コーディネーターを新たに配置し、関係機関との連携強化や、早期からの適切な支援の充実を図ります。	○24時間365日電話相談受付 ○相談内容に応じて、面接、医療機関・警察等への付添支援を実施 ○精神科医による医療相談、公認心理師によるカウンセリング、協力弁護士による法律相談を実施 ○他の医療機関で受診等をした場合の医療費・カウンセリング費用を助成 ○性犯罪・性暴力被害者支援コーディネーターにより関係機関との連携を強化 ○「子供・保護者専用性被害相談ホットライン」により子供・若年層の相談体制を強化 ○SNS相談 ○子供・若者性被害相談窓口の広報	総務局
--	------------	-----	---	--	-----

	事業名	事業No.	事業概要	令和6年度事業規模	所管局
	ア 被害者等への支援	193	東京ウィメンズプラザや女性相談支援センターにおいて、電話や面接によって相談に応じるほか、女性相談センターにおいて、一時保護等の相談に応じます。 (再掲)	○東京ウィメンズプラザの運営	生活文化局
	ア 被害者等への支援	193	東京ウィメンズプラザや女性相談支援センターにおいて、電話や面接によって相談に応じるほか、女性相談支援センターにおいて、一時保護等の相談に応じます。 (再掲)	No.31 第2章2(1)ア 参照	福祉局
	ア 被害者等への支援	194	区市町村等の相談窓口の職員が適切に対応できるよう、相談員向け研修の中で情報提供を行うとともに、相談内容に応じて適切な窓口につなぐことができるよう相談対応能力の強化を図ります。 (再掲)	○相談員向け研修において、相談対応に関する講義を実施して情報共有を図る ○区市町村相談員スーパーバイズ 毎月1回	生活文化局
	ア 被害者等への支援	195	区市町村の相談員等に向けた研修に、性暴力に関する相談を受けるに当たっての留意点等を加え、被害者支援の一層の充実を図ります。	○性暴力被害者支援のための研修を実施	生活文化局
	ア 被害者等への支援	196	「犯罪被害者ホットライン」や「性犯罪被害相談電話」等の電話相談窓口により、被害者等からの相談に応じるほか、各警察署における被害者相談受理体制の整備、充実を図ります。	○「犯罪被害者ホットライン」 電話相談 1,816件 ○「性犯罪被害相談電話」 電話相談 905件	警視庁
	ア 被害者等への支援	197	「被害者の手引」の交付により、各種情報提供を行います。	○「被害者の手引」5,050部(身体犯用) ○英語版「被害者の手引」1,360部(身体犯用) ○韓国語版「被害者の手引」1,130部(身体犯用) ○中国語版「被害者の手引」1,130部(身体犯用)	警視庁
	ア 被害者等への支援	198	要請に応じて「被害者カウンセラー」を派遣し、被害者のカウンセリングや捜査員に対する助言等を行います。	○新規面接件数 49件 ○総面接件数 268件	警視庁
	ア 被害者等への支援	199	性犯罪被害者の診察等に係る経済的負担の軽減を図るため、緊急避妊薬、性感感染症検査及び人工妊娠中絶に係る費用の一部を公費により支出します。	○通常業務を通じて実施	警視庁

	事業名	事業No.	事業概要	令和6年度事業規模	所管局
	ア 被害者等への支援	200	被害を受けて自宅に居住することが困難となった被害者等に対し、一時的に利用する宿泊施設の費用を公費により支出します。	○通常業務を通じて実施	警視庁
	ア 被害者等への支援	201	被害者の自宅が被害現場となった場合において、清掃業者によるハウスクリーニングに要する費用を公費で支出します。	○通常業務を通じて実施	警視庁
	ア 被害者等への支援	202	被害直後から弁護士に相談して適切な支援を受けられるよう弁護士会等と連携して支援を行います。	○弁護士会等との連携による犯罪被害者支援実施件数 108件	警視庁
	ア 被害者等への支援	203	警察官のうち、適任者を「性犯罪捜査員」に指定し、事件の潜在化防止と被害者の精神的負担の軽減を図ります。	○性犯罪捜査員の育成と本部、警察署への配置の拡充 ○性犯罪捜査員以外の者に対する指導・教養の実施 ○捜査資器材の整備	警視庁
	ア 被害者等への支援	204	性犯罪捜査員に対し、性犯罪被害者からの事情聴取、供述調書の作成、その他専門的知識及び技能習得に重きを置いた訓練を推進し、捜査能力の向上に努めるとともに、組織的な体制強化をしていきます。		警視庁
	ア 被害者等への支援	205	捜査を迅速かつ的確に推進するため、主管課の専務員が早期現場臨場するとともに、性犯罪捜査員の育成増強を図ります。		警視庁
	ア 被害者等への支援	206	児童ポルノ・児童買春等の根絶に向けて、取締の強化及び少年相談専門職員等による相談・保護の充実を図ります。	○性犯罪捜査員の積極的活用 ○性犯罪対策の効果的推進 ○少年相談専門職員による被害少年に対するカウンセリングの実施	警視庁
	ア 被害者等への支援	207 ☆	痴漢被害に遭った際に、自ら声を上げられない方を支援する機能を有する警視庁防犯アプリ「Digi Police」の利用促進を図ります。	○「Digi Police」保守管理及び改修 ○「Digi Police」利用促進のための広報啓発活動の実施	警視庁

	事業名	事業No.	事業概要	令和6年度事業規模	所管局
	ア 被害者等への支援	208 ☆	暴力被害等の困難を抱えた若年女性に対して、アウトリーチによる相談支援や居場所の確保等を行う民間団体と連携し必要に応じて公的機関につながります。	5団体に補助金を交付し、アウトリーチによる相談支援や居場所の確保、自立支援等を実施。	福祉局
	ア 被害者等への支援	300 ☆	教職員等による児童・生徒性暴力を早期に発見するための措置を講じ、通報・相談窓口を整備します。もし児童・生徒性暴力が学校内であると思われるときは、専門家の助力を得ながら調査を行う体制を構築しています。	○第三者相談窓口の設置 週4日相談受付 ○専門家による調査や定例会の開催 ○教職員向け研修動画の作成	教育庁
	イ 普及・啓発	209	都内各大学等の学生等を対象に性犯罪被害に関する知識や性犯罪被害者への適切な接し方を学ぶ、「性犯罪被害に関する研修」「性犯罪被害者の支援に関する研修」を開催し、性犯罪被害者に対する正しい理解の増進を図ります。	○「性犯罪被害者の支援に関する研修」 実施回数 6回	警視庁
	イ 普及・啓発	210	一年を通して広報啓発活動を推進し、性犯罪被害者等に対する理解を深め、社会全体で被害者を思いやり支える気運を醸成します。	○被害者の心情に配慮した各種施策や広報啓発活動の積極的推進	警視庁
	イ 普及・啓発	211 ☆	首都圏の鉄道他社等と連携し、痴漢撲滅キャンペーンを実施します。	他の鉄道事業者等と共同で痴漢撲滅キャンペーンを実施	交通局
	イ 普及・啓発	212 ☆	迷惑行為や痴漢等犯罪の未然防止を図るため、地下鉄及び日暮里・舎人ライナーの車内に防犯カメラを導入します。	令和6年度までの全車両への設置を目指し、車内防犯カメラの設置を順次進める。	交通局
	イ 普及・啓発	213 ☆	鉄道業者と連携し、駅構内におけるアナウンス、ポスターの掲示等を実施します。	○痴漢撲滅キャンペーンの実施 ○通常業務を通じて実施 ○ポスターの原画制作	警視庁
	イ 普及・啓発	214 ☆	企業や学校等と連携し、DVD等視聴覚教材を活用するなどし、防犯講話や被害防止教室を実施します。	○通常業務を通じて実施	警視庁

		事業名	事業No.	事業概要	令和6年度事業規模	所管局
		イ 普及・啓発	215	SNS利用に起因する性被害等を防止するとともに、青少年のインターネットの適正利用を推進するため、「ファミリールール」講座の運営や普及啓発に取り組みます。	○青少年のインターネットの適正利用の推進やSNS利用に起因する性被害等の防止のため、「ファミリールール講座」の運営や、SNSでの「自画撮り被害」、出会いに関する危険性についての普及啓発の強化に取り組む。 ・ファミリールール講座 開催回数：800回 ・ネット適正利用啓発リーフレット等 配布部数：計860,000部 ・SNSに起因する青少年の性被害防止に係るインターネット広告	都民安全総合対策本部
		イ 普及・啓発	216	スマートフォン等の普及を踏まえた児童の犯罪被害等を防止するための啓発活動を推進します。	○TOKYO少年ネットルールフォーラムの開催 ○携帯電話販売事業者に対する要請の徹底 ○警視庁と東京都教育庁との連携	警視庁
		イ 普及・啓発	217	若年層に向けて、交際相手からの暴力に加え、若年層が遭いやすい被害についての相談機関を周知するなど、啓発活動を行います。（再掲）	○若年層向け相談先周知カード「デートDVって、なんだろう？」を関係機関に配布	生活文化局
		イ 普及・啓発	218 ☆	性犯罪・性暴力を根絶していくために、加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための教育として、「生命（いのち）の安全教育」を推進し、発達段階に応じて、性暴力防止に向けた取組を進めていきます。	○「安全教育プログラム」への関連資料の掲載、デジタル版実践事例集の配信、児童・生徒向け啓発チラシの配信	教育庁
		イ 普及・啓発	★	官民連携で防犯意識の向上・犯罪の抑止を促進し、痴漢被害のない社会の実現に向けた気運を醸成するため、痴漢撲滅プロジェクトを展開します。	○庁内プロジェクトチームの設置と民間事業者と連携したムーブメントの創出 ○痴漢撲滅キャンペーン等の展開 ○痴漢被害実態調査	都民安全総合対策本部
2 ストーカー被害者に対する支援						
		ア 被害者等への支援	219	ストーカー行為は、事態が急展開して重大な結果に発展するおそれが高いなど、警察への早期の相談が重要であることから、相談窓口を広く周知し、適切に対応します。	○通常業務を通じて実施	警視庁
		ア 被害者等への支援	220	相談時に適切な対応ができるようにするため、各警察署員に対する研修の充実、強化を図ります。	○相談責任者実務研修、犯罪被害者支援専科等各種研修の実施 ○人身安全関連事案対策専科教養の実施 ○ストーカー対策実践塾の実施	警視庁

	事業名	事業No.	事業概要	令和6年度事業規模	所管局
	ア 被害者等への支援	221	各種法令に基づく検挙活動、保護対策等、被害者等の安全確保のために最も効果的な対策を実施していきます。	○通常業務を通じて実施	警視庁
	ア 被害者等への支援	222	東京ウィメンズプラザや女性相談支援センターにおいて、電話や面接によって相談に応じるほか、女性相談支援センターにおいて、一時保護等の相談に応じます。（再掲）	○東京ウィメンズプラザの運営	生活文化局
	ア 被害者等への支援	222	東京ウィメンズプラザや女性相談支援センターにおいて、電話や面接によって相談に応じるほか、女性相談支援センターにおいて、一時保護等の相談に応じます。（再掲）	No.31 第2章2（1）ア 参照	福祉局
	ア 被害者等への支援	223	区市町村等の相談窓口の職員が適切に対応できるよう、相談員向け研修の中で情報提供を行うとともに、相談内容に応じて適切な窓口につなぐことができるよう相談対応能力の強化を図ります。（再掲）	○相談員向け研修において、相談対応に関する講義を実施して情報共有を図る ○区市町村相談員スーパーバイズ 毎月1回	生活文化局
	イ 普及・啓発	224	若年層に向けて、交際相手からの暴力に加え、若年層が遭いやすい被害についての相談機関を周知するなど、啓発活動を行います。（再掲）	○若年層向け相談先周知カード「デートDVって、なんだろう？」を関係機関に配布	生活文化局
	イ 普及・啓発	225	ストーカーの被害者にならないための内容のほか、本人が気が付かないうちにストーカー行為をすることがないように、加害者にならないための内容を盛り込むなど、被害者・加害者の両面からなるリーフレットを作成し、被害者・加害者を生まない社会の構築を目指します。	○女性の犯罪被害防止リーフレット 130,000部作成 警察署、自治体、学校等、442か所へ送付	都民安全総合対策本部
	イ 普及・啓発	226	ストーカー、リベンジポルノ、痴漢・盗撮をはじめとした性犯罪など、主に女性を狙った犯罪被害を防止するための具体的な対処要領等について専門講師による講習会を実施し、大学生、専門学校生などの狙われやすい年齢層を中心に被害防止能力の向上を目指します。	○女性の犯罪被害防止講習会 テーマ：女性を狙った犯罪被害を防止するため、最近の被害傾向を踏まえた具体的な被害防止のポイントや対処方法について講義 回数：自治体、警察署主催のイベント、大学、企業等で13回実施 参加人数：741名参加	都民安全総合対策本部

		事業名	事業No.	事業概要	令和6年度事業規模	所管局
		イ 普及・啓発	★	女性に対する犯罪防止のため、現場に居合わせた人の行動変容を促す啓発を行い、積極的に被害を止めるなど、見て見ぬふりをしない社会気運を醸成します。	○特設サイトの開設、運営 ○特設サイト閲覧に向けたWEB広告、デジタルサイネージ広告等 ○イベント及びブース出展	都民安全総合対策本部
3 セクシュアル・ハラスメント等の防止						
		ア 相談・普及啓発	227	東京ウィメンズプラザや女性相談支援センターにおいて、相談に応じます。（再掲）	○東京ウィメンズプラザの運営	生活文化局
		ア 相談・普及啓発	227	東京ウィメンズプラザや女性相談支援センターにおいて、相談に応じます。	No.31 第2章2（1）ア 参照	福祉局
		ア 相談・普及啓発	228	区市町村等の相談窓口の職員が適切に対応できるよう、相談員向け研修の中で情報提供を行うとともに、相談内容に応じて適切な窓口につなぐことができるよう相談対応能力の強化を図ります。（再掲）	○相談員向け研修において、相談対応に関する講義を実施して情報共有を図る ○区市町村相談員スーパーバイズ 毎月1回	生活文化局
		イ 労働相談	229	労働者・使用者双方に対して、セクシュアル・ハラスメント防止に関する普及啓発活動を行います。また、職場におけるセクシュアル・ハラスメントに関する相談、あっせんを行います。	○労働相談などで対応	産業労働局
		ウ 都庁内におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止対策	230	各任命権者の代表、関係局の代表及び関係者等からなる連絡会議を設置して、都におけるハラスメントの防止を図ります。	○会議の開催 年5回 ○令和3年度より、「セクシュアル・ハラスメント防止連絡会議」を発展させ、セクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント及びパワー・ハラスメントについて、「ハラスメント防止連絡会議」を設置し、各任命権者間の調整、意見交換等を実施。	総務局
		ウ 都庁内におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止対策	231	各局等にハラスメント相談員を設置して、職員からの相談・苦情を受け、また職員に対して適切な指導及び助言を行います。	○職員からの相談・苦情は、面談、電話又はメール等により受付 ○職員から相談・苦情を受けたときは、職員の希望に応じて、速やかに必要な調査を行い、ハラスメントの事実が確認された場合は、適切な措置を講ずる	総務局 各局

	事業名	事業No.	事業概要	令和6年度事業規模	所管局
	ウ 都庁内におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止対策	232	講師養成研修「人権・同和問題科」 都政に携わる全ての職員の人権意識の高揚を図り、同和問題をはじめ女性、子供などの様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深めます。また、ハラスメントに関する研修も行います。	○管理職及び管理職候補者を対象に実施 ○受講予定者【基礎】約200名【本科】約65名	総務局
	ウ 都庁内におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止対策	233 ☆	新任研修「新任研修（前期）」 「人権」の科目において、ハラスメントに関する講義の中で男女雇用機会均等法に触れながら、ハラスメントに関する研修を行います。	○新規採用職員を対象に年1回実施 ○受講予定者約1500名	総務局
	ウ 都庁内におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止対策	234 ☆	ハラスメント対策研修 ハラスメントの具体的事例を重点的に検討し、困難事例への対処法を学ぶ研修を行います。	○部長級職員を対象に年1回実施 ○受講予定者約35名	総務局
	ウ 都庁内におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止対策	235 ☆	ダイバーシティ時代のハラスメント対策 すべての職員の働きやすさはもとより、多様性を認め合うことも含めた、総合的なハラスメント対策を行います。	○新任研修をはじめとした各職層別研修や講習会等の実施、チラシやポスター等の周知等、職員の意識啓発に資する取組を実施 ○これまでの取組を継続しつつ、令和6年度は、多様性を認め合うことを含めた、総合的なハラスメント対策に関するeラーニング研修を新たに実施	総務局
	ウ 都庁内におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止対策	236	職員を対象に男女平等参画についての研修を実施します。		各局
	ウ 都庁内におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止対策	237	公立学校の1年次（初任者）研修や中堅教諭等資質向上研修、管理職研修（候補者を含みます。）において、セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修を実施します。	○都立学校長研修 250名 年1回開催 ○都立学校副校長研修 375名 年1回開催 ○公立学校校長職候補者研修 268名 年1回開催 ○教育管理職候補者研修 526名 年1回開催 ○主任教諭任用前研修 2,082名 年1回開催 ○初任者等研修 1,100名（都立学校） 年1回開催 ○中堅教諭等資質向上研修Ⅰ及びⅡ 800名（都立学校） 年1回開催	教育庁
4 性・暴力表現等への対応					

	事業名	事業No.	事業概要	令和6年度事業規模	所管局
	メディアへの対応	238	「東京都青少年の健全な育成に関する条例」に基づき、著しく性的感情を刺激するなど、青少年の健全な育成を阻害する図書類の区分陳列を徹底します。	○東京都青少年健全育成審議会の開催 (青少年健全育成審議会 年6回実施) ○図書類の販売状況に関する立入調査 通年	都民安全総合対策本部
	メディアへの対応	239	「東京都青少年の健全な育成に関する条例」に基づき、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある情報を取り除くためのフィルタリングの普及を推進します。	○子供の持つ携帯電話等や通信サービスにフィルタリング機能を備えることを啓発するチラシを作成し、携帯電話販売店の店頭において、子供の携帯電話等の契約を行う保護者向けに配布し、フィルタリングサービスの更なる利用促進を図る。 ・フィルタリング啓発チラシ 配布枚数：150,000枚	都民安全総合対策本部
	メディアへの対応	240	青少年がインターネット等を利用する際の家庭でのルール作りを支援することで、保護者が青少年のインターネットの利用を的確に管理できる環境を整え、有害情報から青少年を守ります。	○青少年のインターネットの適正利用を啓発する「ファミリールール講座」の内容の一つとして、保護者向けに「家庭でのルール作り」を支援するグループワークを実施し、インターネットやスマートフォン利用についての親子の円滑なコミュニケーションを促す。 ・ファミリールール講座 開催回数：800回	都民安全総合対策本部
	メディアへの対応	241	情報活用能力向上推進事業や教職員研修センター等における教員研修を通して、性や暴力表現を扱ったメディアから児童・生徒を守ることを含め、情報を発信する責任や情報モラル、リテラシーに関する教育の充実を図ります。	○情報教育担当教員向け研修 年1回開催 ○「SNS東京ルール」共同研究プロジェクトを通じた補助教材「GIGAワークブックとうきょう」の電子コンテンツの作成 ○研修センターによる教員研修 ・教科「情報」 ・ICT活用研修	教育庁
	イ 被害者への支援等	242	東京ウィメンズプラザや女性相談支援センターにおいて、電話や面接によって相談に応じます。(再掲)	○東京ウィメンズプラザの運営	生活文化局
	イ 被害者への支援等	242	東京ウィメンズプラザや女性相談支援センターにおいて、電話や面接によって相談に応じます。(再掲)	No.31 第2章2(1)ア 参照	福祉局
	イ 被害者への支援等	243	区市町村等の相談窓口の職員が適切に対応できるよう、相談員向け研修の中で情報提供を行うとともに、相談内容に応じて適切な窓口につなぐことができるよう相談対応能力の強化を図ります。(再掲)	○相談員向け研修において、相談対応に関する講義を実施して情報共有を図る ○区市町村相談員スーパーバイズ 毎月1回	生活文化局

	事業名	事業No.	事業概要	令和6年度事業規模	所管局
	イ 被害者への支援等	244	サイバーパトロールのほか、各種相談事案を通じて違法情報を収集し、対策と取締りを推進します。	○通常業務を通じて実施	警視庁
	ウ 普及・啓発	245	SNSの不適切な利用に起因する性被害等を防止するとともに、青少年のインターネットの適正利用を推進するため、「ファミリールール」講座の運営や普及啓発に取り組みます。(再掲)	○青少年のインターネットの適正利用の推進やSNS利用に起因する性被害等の防止のため、「ファミリールール講座」の運営や、SNSでの「自撮り被害」、出会いに関する危険性についての普及啓発の強化に取り組む。 ・ファミリールール講座 開催回数：800回 ・ネット適正利用啓発リーフレット等 配布部数：計860,000部 ・SNSに起因する青少年の性被害防止に係るインターネット広告	都民安全総合対策本部
	ウ 普及・啓発	246	ストーカー、リベンジポルノ、痴漢・盗撮をはじめとした性犯罪など、主に女性を狙った犯罪被害を防止するための具体的対処要領等について専門講師による講習会を実施し、大学生、専門学校生などの狙われやすい年齢層を中心に被害防止能力の向上を目指します。(再掲)	○女性の犯罪被害防止講習会 テーマ：女性を狙った犯罪被害を防止するため、最近の被害傾向を踏まえた具体的な被害防止のポイントや対処方法について講義 回数：自治体、警察署主催のイベント、大学、企業等で13回実施 参加人数：741名参加	都民安全総合対策本部
	ウ 普及・啓発	247	スマートフォン等の普及を踏まえた児童の犯罪等を防止するための啓発活動を推進します。(再掲)	No.216 第3章1イ 参照	警視庁
	ウ 普及・啓発	248	若年層に向けて、交際相手からの暴力に加え、若年層が遭いやすい被害についての相談機関を周知するなど、啓発活動を行います。(再掲)	○若年層向け相談先周知カード「デートDVって、なんだろう？」を関係機関に配布	生活文化局
	ウ 普及・啓発 ☆	249	青少年がインターネットやスマートフォン利用に伴うトラブルや犯罪に巻き込まれないよう、青少年やその保護者、学校関係者などを対象に、インターネットやスマートフォンに関する各種トラブルや悩みについて気軽に相談できる総合的な窓口「こたエール」を運営します。	○ネット・スマホのトラブル相談窓口「こたエール」を運営し、電話、メール、LINEにより相談を受け付けるとともに、ホームページに相談事例等を掲載して、トラブルの解決に資する情報提供等を行う。	都民安全総合対策本部